

会

議

午前10時 0分開議

議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議第84号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 日程により、議第84号 監査委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第84号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は監査委員の選任に関する件でございますが、地方自治法第195条の規定に基づきまして、本市に識見を有する監査委員を置くため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

この地方自治法第196条第1項の規定は、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しましてすぐれた識見を有する者及び議員のうちからこれを選任するということでございます。

次に、選任したい方でございますが、下田市吉佐美1662番地の土屋國芳さんでございます。生年月日は昭和15年2月16日生まれで、現在65歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の土屋國芳監査委員の任期が平成17年12月9日、本日でございますが、満了となるため、再任をお願いするものでございます。土屋さんは、昭和37年4月、静岡県職員に採用されまして、以来、賀茂支庁、県経済部、農林水産部、下田財務事務所、出納局など、静岡県職員として38年間勤務をされまして、平成12年3月に退職されました。そして、平成13年12月から下田市監査委員に選任されまして、現在に至っているものでございます。

土屋さんは財務管理、事業の経営管理、一般行政事務に関しましてすぐれた識見を有し、行政知識が豊富でありまして、平成13年に監査委員に就任されまして以来、積極的に監査業務に取り組みされるなど、適任者であると思います。したがって、今後におきましても引

き続き監査委員といたしまして、ご同意をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 先般、議会との協議がございました。その時に、下田市監査委員土屋國芳さんに対する内部告発的な文書が議会全員に配られたということは、当局に申し上げました。その内容は土屋國芳さんが財務事務所在職中に、例の静岡県が警察から教育委員会、市長準備局すべての部局において裏金づくりが行われ、とりわけ土屋國芳さんが財務事務所時代において、その裏金づくりに関与したというこういう内容のものでございます。したがって、このことは、下田市の監査委員に対する重大な問題提起であるというふうに私は指摘しました。この点に関して是非曲直を明らかにしたかどうか、1点お伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今年の6月の定例議会におきまして、議会選出の監査委員の選任同意の議案を上程した際、今小林議員から指摘のありましたとおり、地元の方の発行いたしましたチラシが私の方にも配られました。内容につきましては、当然これ、現監査委員の親戚の方のチラシでございまして、今、財務事務所という言葉でしたが、そのチラシの中では土木事務所在任中というような記載がしてございました。それにつきましては、そういう指摘があったものですから、今回、土屋監査委員にも確認をさせていただきました。そうした回答もいただいた中で、問題が発生した当時の昭和6年から平成3年、これまでは土木事務所の管理課長及び用地課長として在籍をしていたということで、ただ、その間、県の組織として当然公金の収納、それから支出につきましては、総務課担当というようなことで、一切その管理課長、用地課長はタッチしていない、そういうふうなことで、これは私は関係をしていませんということでございました。

また、平成10年から平成11年にかけて、次長をやられておりました。しかし、この時点におきましては、既に裏金の問題が全庁的な問題として取り上げられておきまして、再発防止について厳正な指摘が行われていたということで、そういう裏金の存在が出るという余地は全くなかったということで、本人からは文書におきましても一切関知、関与してないという返事をいただいております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） この手の調査に当たって、本人の申し出と、もう一つは、やはり当時の関係者、関係機関に対する問い合わせをしなければ、単純に本人の申し出のみをもって、これでしかりということには、なかなかいかんではないのかと、こういうように思うのでございます。

もう1点、今回、私の手元にそれと同じような内部の告発的な、下田市の監査委員が裏金づくりに関与しているという、ゆゆしき事態を指摘するものがあるわけでございます。これはともかくとしまして、助役、市長。下田市の市長が選任する監査委員が、しかも、土屋國芳さんのおじさんから裏金づくりに関与しているという、並々ならない指摘がなされているわけですよ。これは単純に本人からの申し出のみをもって関与してないという、この判断でいいものかどうなのか。仮に普通世間一般の常識からいうならば、助役やあるいは我々議員にまで配られたそういう文書に対して、当事者である土屋國芳さんが誣告なり名誉毀損なりで、発行者である人を告訴、告発して、そしてそれに対する決着がついているというのであれば、これはそれでいいと思います。しかし、なされた指摘に対して、当該する当事者、土屋國芳さんの方からの反論がないという、この点は重大な問題を含んでいると思うんです。これほどの名誉毀損された事件に対して、当事者から何らの反論も私見もないという、これは我々の常識からいったらちょっと異常な事態であると。したがって、助役、どうですかこの際もう少し、市長どうですか、内部の事情を詳しく当時の財務事務所等々の裏金づくりの中で、指摘のとおりに関与が行われていたかどうかを、きちんとした上でしないと、これはやはり、下田市の財務を監査する者としてふさわしいことにはならないんじゃないのかと。今後、財政再建を進めるとか何とか言っておりますが、そういう内部チェックをする機関が、そういう疑惑を持たれている人間がやっているという、これでは、市民に対する示しがないのではないのかと思いますが、いかがなものでしょうか。私が一番危惧するのはいわゆる、これほどの事件に対して下田市の方からの指摘に対し文書に出されたというけれども、当事者に対する法律的な反論がなされていないという、この1点をどう見ますか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 県の裏金の問題につきましては、厳正な調査の結果、それに携わったという人間については厳しい処分がなされてきておることは承知のことであろうかと思えます。そうした中で、現監査委員につきましては、一切 そういう問題は発生しておりません。ですから、我々といたしましては、現監査委員に対しましては、本来はそういう問題がなかったという判断をしておりましたが、やはり、今、小林議員も言われるように、監査委員と

いう職務の重大性から、あえて、失礼ではあったと思いますけれども、確認をさせてもらった結果が以上のとおりでございます。

ただ、このチラシの関係でございますが、これは発行された方々の名誉を傷つけるわけではございませんが、ご承知のとおりのような形で今までもこの問題だけでなく、いろんな形の件で、大変苦勞されてはいる んですけれども、チラシを発行されております。

そうした中で、本当にこれはいうまでもなく、親戚ということで、おじさん、おいの関係でございます、大変こう肉親であるがゆえに何かそのような問題が大変大きく取りざたされているということがございますが、本人からももうおじさんの言うことは正直言って一つ一つ相手にしてられない、そういうような気持ちで、今、小林議員が言われたような、あえて、親戚の中で告げをするようなこういう問題ではないという判断でございますので、それは我々が監査委員にですね、監査委員再任に当たって、それらの問題についてどうしろあしろということは言えない問題ですから、本人の言われましたことを、やはり、現監査委員としての信頼性からこれは認め、今回上程をさせてもらったものでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） それはね、逆な話です、これほどの下田市の選任した監査委員に対する名誉の毀損というのではないと思うんです。これ以上の名誉毀損はありませんよ。下田市市長が選任した、そしてその選任に対して議会が同意を与えた監査委員に対するこれほどの名誉の毀損はないわけです。これに対して、一言も反論をしていない、これはもう反論しなくたってこれはしょうがないんだと、これは世間一般に通用しないと思います。

したがって、これはおじさんの言うことだからそんなもの相手にしないという、これはそうじゃなくて、公に、公知の問題として、いみじくも助役もおっしゃったとおり、あなたのところにも配られたものだし、議会全員にも配られたものであるし、いろんなところに配付されたもの。これほどの、簡単に言えば、下田市あるいは議会の側からしてみても、選任した監査委員に対するこれほどの名誉毀損はない。で、下田市も、下田市が選任した議会が同意をした監査委員がこれほどの指摘を受けていることに対して、何ら当事者が反論していないということに対して、これはやはり問題ではないのかと。で、もう一つ、県の警察から始まったあの裏金づくりは、警察も含めた、教育委員会、警察、あるいは市長、県知事事務局、すべての分野にわたる裏金は、まさに底深いものがあり、それにかかわったすべての人たちは、だれが処分され、だれがされなかったというのは絶対にわかってませんよ。処分は、はっきりしているのは、私的流用した者についてはしつしつ処分はしている。実体は内部でも

甘く、あいまいにされたのが実体ですよ。したがって、助役の言う何らの処分もされていないとか、処分でも処分はされていないというふうなことを言っておりますが、やはり、この点はもう少し慎重に取り扱うべきではないでしょうか。どんなものでしょうかね。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今ここに、私も、当時小林議員から渡されたチラシが、あるごとっております。これでございます。この中に監査委員だけの問題ではなくて、いろいろな事項を記載をしたチラシとなっております。先ほども言いましたように、このチラシ以外に今までに幾つものチラシを出してありまして、言うなれば、その名前が出された地元の方々もこれはもう正直言って一々反論をする内容ではないというようなことで、無視をしてきた経過もございます。

そうしたことで、本来、現在下田市の監査委員をお願いをしている方でございますから、私は逆にそういう問題が本来あるならば、これはもう自分から監査委員はやめます。再任は断ります。そういう立場の人間であろうかと思えます。そういう方が、今回、今までの職務からして、市長がぜひ再任をお願いしたいとお願いしたときに、快く返事をしてくれたということは、そういうことは一切ないと、自分も強く思っているからであろうかと思えます。そういうことを……、ちょっと待ってください。

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） ちょっと今答弁中でございますので、すみません、よく見させていたいただきますけれども、そのような観点から、私は土屋監査委員を全面的に信用しております。そういうことで、ぜひともご理解をいただきたいと思えます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 知識経験を有するこの監査委員の選任について、今回市長から提案された土屋國芳さんにつきましては、私たち前は全会一致で賛成しました。ところが、ただいまの議論の中でも明らかになりましたように、この土屋國芳さん、下田市の市長が監査委員として選任し、議会が全員で同意をした監査委員に対するこの市民の中から仮に、その市民の方がチラシを何回出そうと、出すまいと、その方が実名をもって県の裏金づくりに関与した人物であるという、こういう指摘をなされたわけでございます。これに対して、私は、6月議会において、市当局に対して、厳重な調査を求めたわけでございます。ところが、市当局はそれに対する調査をほとんどしないまま、今回、選任に当たって、監査委員に対して聞いたと、そうしたところが、そういうことは ございませんと、こういう内容でございます。これはですね、やはり下田市のかつてない厳しい財政状況下において、財務の関係、あるいは行政執行においての厳しい内部チェックをすべき監査委員がそのような疑惑を持たれた人物になっているということは、市政全般に対する市民の信頼を失うことであるということになると思います。これは、やはり、全面的にそのような疑惑を解明し、問題がないということ客観的に明らかにした上で出し直すべきであるというように私は思うものでございます。よって、反対でございます。

議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（森 温繁君） これをもって、討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第 84号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第 85号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 85号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは、議第 85号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は教育委員会委員の任命に関する件でございます、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

この第 4 条第 1 項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。

次に、任命したい方でございますが、下田市吉佐美 2455番地の 27 外岡澄子さんでございます。生年月日は、昭和 19年 4 月 12日生まれで 6歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の櫻田典子委員の任期が平成 17年 12月 13日に任期満了となるため、新たに就任をお願いするものでございます。

外岡さんは、昭和 38年に県立下田南高等学校を卒業されまして、その後、下田市、当時の役場に奉職。以来、昭和 62年に市民課市民係長、平成 8 年には福祉事務所副所長、平成 10年福祉事務所参事、翌 1年には組織変更に伴いまして健康福祉課参事となり、平成 13年には健康福祉課長兼福祉事務所長に就任し、平成 16年 3 月に退職されました。現在は、平成 17年に社会福祉法人梓友会評議委員に就任をされ、活躍をされております。

外岡さんは人格が高潔で、誠実であり指導力があり、市役所在任中にも学童保育等にも積極的に取り組まれるなど、教育に対しましても造詣も深く、識見豊かであり、教育委員会委員としては適任者だと考えます。

以上のことから、外岡澄子さんを教育委員会委員といたしましてご同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 私は外岡澄子さんについては議員になってから初めて知り合いまして、厚生文教委員会とか、またこの本会議における彼女の健康福祉課長としての答弁等々を聞きまして、そのお人柄に関しましては、全く私としても尊敬するものであります。ただ、教育委員会ということでありまして、今現在、教育界というのは日本全国において、あるいは下田においてもさまざまな問題を抱えております。例えば、つい先日国会の方で決まりました三位一体の改革による義務教育費国庫負担の問題、あるいは、広島や栃木等々で連続して起き

ている学童の誘拐殺人事件、学校の安全性の問題。あるいは、総合的学習の時間や体験学習などにあらわされるゆとり教育の是非の問題。あるいは、下田地区におきましても、この間問題になっている新設高校、これは県の管轄であるとはいえますけれども、そこに通うのは下田の小中学生で下田の子供たちでありまして、下田の教育問題としても、その新設高校がどういうふうになるのかということは大きな問題であります。

そのような大きな問題を抱えている、さらには国の方針としてこれから三位一体改革にあらわされるように地方にできることは地方にしようと、してもらいたいと。また地方としても財政再建等々に関して、地方の自主裁量権をもっと拡大して、地方として自主的に行財政の立て直しをしたいというふうなもろもろのこともありまして、とにかくこれからますます地方が教育問題についてもどのような形で教育をしていくのかというふうなことが問われてきます。

そのような中で、この間のいろいろな幼稚園の問題等々に見ましても、これは、私の感想ですけれども、教育委員会が教育委員会として独自の見解を公表したということは余り聞きません。ですから、このままでいくと、教育委員会の存廃、ある本においては教育委員会を廃止したらどうかというような教育委員会廃止論なんていう本も出てますけれども、このまま教育委員会が教育委員会として、下田の町でどのような教育をするのかということを出すような、そういうものにつくりかえていかないと、教育委員会の存続の是非さえも問われかねないというような、そういうふうな時代にあります。

そういう中で新たに教育委員を任命されるという方については、基本的な教育に対するその人の考え方、これは行政マンとしての今までのさまざまな経験に関しましては、私も尊敬するものであります。教育委員として、これから下田の教育をどうしていくのか、教育は全く国家の根幹であります。これからの時代をつくっていくのは子供たちであり、子供たちにどのような教育をするかということによって、日本がこれからどのように進んでいくのかということも、ある程度は決まっていくような問題でもあります。そのような、教育委員の基本的な、その人はどのような考えを持っているのかということを知りたい。何らかの形で、選挙で我々は選挙運動をやって、おれはこういうふうにしたいんだというふうなことで訴えるわけですが、少なくとも、教育に対してどのような考えを持っているのかという基本的なポイントだけは、何らかの形で知らせていただけるようなことをできないのか。今回は無理だとしても、これからまた何回も再任だとか、新任、いろんなことで、また教育委員の問題が出てくると思いますけれども、とにかく、自分としては、ただその人が、人柄がい

いというだけでは、なかなか、ああそうですかと言いかねるような、これから教育に対してそれだけ厳しいことが問われているんじゃないかなと思います。そこら辺の当局のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 敬議員の、今回提案している方については、何ら異議はないということですので、安心して私の方から答弁をさせていただきますけれども、なかなか専門的な見解を求められておりますので、私としては、なかなかお答えできにくい部分もございます。

ただ、最近、前回は申し述べた記憶がございますけれども、教育委員会の委員というのは、教育の専門家よりも民意を代表できる委員が求められているというようなことの経過がございます。最近の教育委員の選任につきましては、できるだけ幅広い知識を持った方ということをお願いをしております。

そうしたことで、教育の専門家は教育委員会の中に教育長がおりますから、これはもう敬議員が言われたような形の中で、教育長にお任せするわけがございますけれども、そういう問題につきましては、今回、特に委員会と教育委員と皆さんとの話合いの場を持たれたというようなことも聞いておりますので、今後、そういう形の中で、ぜひ、積極的な意見交換、協議をしていただければ、今心配しているようなことも姿が見え、解決されていくのではなかろうかと思っております。

ただ、……

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） 敬議員も言われましたように、最近の地方制度調査会、これは首相の諮問機関でありますけれども、この中では近々答申が出るようでございますけれども、言われたとおり、教育委員会が現在の自治体の必置の条件になっておりますけれども、これはもう選択性といいますか、その自治体の判断に任せるといような答申が出て、政府は来年度あたり、自治法の改正、また教育委員会に関する法律の改正をしようといようなことも聞いております。そういう大変大きな変革期に来ておりますので、先ほど言いましたように、そういう形の中で、ぜひ議会の皆さんとの対談の場といいますか、協議の場を持っていただくような形で、教育長をお願いをしていきたいと思っております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 恐れ入ります。ちょっと助役の説明の中で、経歴がついてないもの

で、ちょっと聞き漏らしたのですが、お話を聞かせていただきたい。

現代の公的な社会福祉法人ですか、そういう役のどういうことをやっていらっしゃるのか、それをもう一度お願いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 先ほどの口述書の中で、平成 17年度に社会福祉法人梓友会、この評議委員会の評議委員に着任をされております。

〔「現在もですか」と呼ぶ者あり〕

助役（渡辺 優君） 現在もです。

議長（森 温繁君） 13番。

13番（大黒孝行君） 過年度ずっと朝日地区から教育委員がしばらく出ないもので、いろいろと地区なりのバランス的にはいかなものかという議論をさせてもらったのを今思い起こして、吉佐美からこういう方が推挙されたことは大変喜ばしいと思っております。

ただ、1つ今お聞きをいたしました公的な評議委員という立場と、その教育委員会としての公平性ということで、瑕疵は大丈夫かと、その辺はどうですか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今、学校教育課長に確認をいたしました。特に問題ないということでございます。

議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 85号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第 8 6 号及び議第 8 7 号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 86号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、議第 87号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更について、以上 2 件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

市長公室長（出野正徳君） では、議第 86号、議第 87号について、一括にて説明をさせていただきます。

まず、最初に議第 86号 静岡州市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更についてご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本組合構成団体である中川根町及び本川根町並びに相良町及び榛原町の合併に伴いまして、市町村の合併の特例に関する法律第 9 条の 3 の規定により、平成 17年 9 月 19日をもって中川根町、本川根町、平成 17年 10 月 10日をもって相良町及び榛原町が静岡州市町村職員退職手当組合から脱退するとともに、平成 17年 9 月 20日から川根本町、平成 17年 10 月 11日から牧之原市が同組合に加入したため、あわせて同組合規約を変更するものでございます。

それでは、変更の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料 1 ページから 4 ページをご参照していただきたいと思っております。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの箇所が改正箇所でございます。

第 5 条は議会議員の定数及び選挙の方法を定めた規定でございます。組合議会議員は静岡州市町村の役員と各首長の職にある者をもって充てることになっております。牧之原市が誕

生しましたので、組合を組織する市の長が7人から1人増え8人とし、議員定数 16人を17人とするものでございます。

別表1の市町村の項中、下田市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、御前崎市、菊川市、湖西市を下田市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、牧之原市、御前崎市、菊川市、湖西市に。榛原郡、相良町、榛原町、吉田町、川根町、中川根町、本川根町を榛原郡、吉田町、川根町、川根本町に改めるものでございます。

別表2の一部事務組合の項中、御前崎市・相良町学校組合を御前崎市牧之原市学校組合に、榛原郡相良町外1ヶ町菊川市学校組合を牧之原市菊川市学校組合に、相良町・御前崎市広域施設組合を牧之原市御前崎市広域施設組合に、吉田町榛原町広域施設組合を吉田町牧之原市広域施設組合に改めるものでございます。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行をするものでございます。

引き続きまして、議第8号 静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本組合、構成団体であります中川根町、本川根町並びに相良町及び榛原町の合併に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3の規定によりまして、平成17年9月19日をもって中川根町及び本川根町、平成17年10月10日をもって相良町及び榛原町が静岡州市町村非常勤職員公務災害補償組合から脱退するとともに、平成17年9月20日から川根本町、平成17年10月17日から牧之原市が同組合に加入したため、あわせて同組合規約を変更するものでございます。

それでは、変更の内容について、ご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係資料の5ページから8ページをご参照していただきたいと思っております。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインが改正の箇所でございます。

第5条は、議会の組織及び議員の選挙の方法を定めた規定でございます。組合議会の議員の定数は、組合を組織する市の長並びに町を組織する町の長及び町の議長の代表者をもって充てております。牧之原市が誕生しましたので、組合を組織する市の長が7人から1人増え8人とし、議員の定数を18人を19人とするものでございます。

別表1、市町村の項中、下田市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、御前崎市、菊川市、湖西市を下田市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、牧之原市、御前崎市、菊川市、湖西市に、榛原郡、相良町、榛原町、吉田町、川根町、中川根町、本川根町を榛原郡、吉田町、川根町、川

根本町に改めるものでございます。

別表2、一部事務組合の項中、御前崎市・相良町学校組合を御前崎市牧之原市学校組合に、榛原郡相良町外1ヶ町菊川市学校組合を牧之原市菊川市学校組合に、相良町・御前崎市広域施設組合を牧之原市御前崎市広域施設組合に、吉田町榛原町広域施設組合を吉田町牧之原市広域施設組合にそれぞれ改めるものでございます。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（森 温繁君） 議第86号及び議第87号について、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております2件について一括質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） 質問の第1点は、退手組合の市町村を代表する議員あるいは理事に下田市長は入っておりますか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 構成団体であります市の長が必ず入ることになっておりますので、入っております。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） では、お伺いしますが、聞くところによりますと、下田市のように厳しい財政状況下にある市町村は、退職手当組合の負担が給与費の1000分の140で、市長、助役等については1000分の300というかなり莫大な負担金を出しているということになります。今回、退手組合の方では、一般職のこの市町村負担率を140から150にするという、こういうお話がちょっと漏れ聞いているわけでございますが、これは退手組合の負担率が平成18年度以降上がるのかどうなのか。もし仮に上がるとするならば、それは特に財政状況の厳しい市町村にとっては、さらに財政状況を悪化させる要因になっているのではないのかというふうに思うわけでございますが、この点いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 退手組合自体も県下の合併等がございまして、それで構成団体の減少、また職員等の採用がなかなかないものですから、総勢で職員も県下、組合に入っている職員も減ってはきてございます。そういうことから、また、県下の合併の見通しがある程度概略が決まったという中で、退手組合の方が今後の財政計画、今後退手組合への職員の

数を想定した財政計画をつくった中で、100分の140から、14%から1%、15%ということで、1%上げて来年は15%にしないと、今後5年ぐらい先にはもう赤字になるということで、来年度から1%上げて15%にしたいと、そういう話はしております。1%上げることによって、大体下田市では下田市は県下の市町村の平均では大体950万ぐらいの増になるだろうと言われております。

また、よく小林弘次議員から今後脱退したらどうだという話もございますが、今まで退手組合へ払い込んだ負担金でございますが、下田市では48億9,000万円ぐらい退手組合の方へ払ってございます。退職金をもらった支給額が52億5,700万円ぐらいでございます。その差が約3億6,300万円ぐらいでございます。確かにその中で、万が一これを脱退した場合、当然事務費が5%かかりますので、取られますので、48億円払い込んであるからといって、48億円が返ってくるものではございませんので、5%取られますから、約46億4,800万円ぐらいしか戻りが返ってこない。それで、いろいろな面で、退職金では52億5,700万円払っておりますから、そうしますと、その差額を退手組合にくださいということで、下田市は脱退した場合6億円ぐらいを退手組合に払わなきゃならないという中で、今脱退するのが賢明策かといいますと、とても賢明ではないということで、また200年問題がございます。大量の定年を迎えた中で、退職金を払いますと、それぞれその退職金がかさんできます。退手組合に入っていない、近隣の例えば、熱海市、三島市、伊東市でも、200年問題を控えて、この退職金の支払いが大変苦痛だという話は聞いておりますので、当分はこの退手組合へ加入をしていた方が、これも下田市にとってはメリットがあるんじゃないかという気がいたします。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 私の言っているのはですね、室長、まず、退手組合の負担率が100分の140から150に引き上げようとしているわけですね。1%というか150に上げると。これは、下田市にとっては、職員の給与を10%引き下げて、退手組合に1%余計に取られてという、まあこれになってしまうわけですよ、簡単に言いますと。そうしますと、私は、そういう基本的な問題というものが退手組合に加入している市町村の議会の同意なくしてそのまま通ってしまうというのは、これはおかしいんじゃないのかと。当然、退職手当組合の規約に退手組合の負担率というのは明定し、そしてその規約の改正は退手組合に加入しているすべての市町村の同意を得て行うのが当然であって、都合のいい、例えば加入脱退のようなものは、全部、それぞれこの市町村議会の議決を得ると、肝心の負担率を幾らにするとかしない

とかという重要な問題については、それらをもう勝手に自由にやれるんだと、この点がすごく、一部事務組合の原則から逸脱しているのではないのかというふうに僕は思うわけです。

そこで、仮に深刻な事態を迎えている下田市、職員の給与を 10%も下げなきゃならないという時期に、今度は逆に有無を言わずというか、退手組合には1%今度はもう上乗せして負担金出すんだよと。こういうものが言いなりに、要するに議会の審議を経ないで勝手に行われる。構成する下田市長ほかの、いけば形式的な審議でそういうものは行われると。これでは、いつまでたっても財政再建の道は開けないと思うんです。ぜひやはり今回市長が議員になっているという以上は 150なんてとんでもないと、むしろそれならば退手組合そのものの事務費の軽減、あるいは合理化を進めてこれを何とか進めるといふ、そういう方策を考えるべきではないのかと。簡単に言いますと、退職手当組合というのはそれぞれの市町村が退職金を基金のような格好で出しているわけです。その出しているお金の中から年間の退職手当組合の事務費として1億円かかるのか5,000万円かかるのか10億円かかるのかわかりません。いずれにしても事務費がかかるわけですから。トータルとしては絶対に室長の言うように50億円払ったからそれ以上に利益、要するに受益を受けるということはトータルでは絶対にはないんです。理論的には絶対にはないんです。トータルとしては、最低、5%から10%は事務費に取られるわけです。ですから、そう得だ得だというのは基本的に間違いで、トータル、全体として考えれば、要するに退職手当組合という機関を維持するためのお金を出さなきゃならない、こういうことになっているわけです。まあ、それは議論の1つで、今回の議論とは別としまして。

問題は、150にするということに対して、安易に同意をすべきではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

市長公室長（出野正徳君） 今回の退手組合へ出す負担金が今現在 1000分の140から1000分の150とこうなりますが、この率の引き上げについては、組合ですから、それぞれ規約がつけられております。この退手組合の規約の中の16条に負担金というのが出てございます。組合市町村がそれぞれ負担金については、この規約の中では負担金という項目をうたっておりますが、その率については条例で定めるということになっております。当然、この規約をつくる段階のときに、それぞれ構成団体の議会の方でそれぞれ皆さん承知をしたことだと思っておりますが、それで、この負担金を上げる率というのは条例事項でございますので、当然、一部事務組合ですので、それぞれ議会がございまして、その議会の中で承認されれば下田市の議会は

関与しないというか、なかなかそこまで意見を通しにくい面があるのかと思いますが、構成団体に市長が入ってますので、また市長の方からもそういう意見がもし、皆さんそういう……。

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） 構成団体に市長も入っておりますので……

〔発言する者あり〕

市長公室長（出野正徳君） はい、だから下田市は下田市の事情がございますので、その辺はまた市長の方から退手組合へ訴えてもらう予定でございます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、議第86号を討論に付します。本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第86号 静岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第87号を討論に付します。本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第 87号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害 補償組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで 10分間休憩いたします。

午前 10時 55分休憩

午前 11時 5分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 88号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 88号 ハリスの足湯指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

助役（渡辺 優君） それでは大変恐縮ですが、ただいま議長より通告をいただきました議第 88号の議案説明の前に議長の了解をいただきまして、今議会に提案をさせていただいております議第 93号までの指定管理者指定の 6 議案につきまして、私の方からその募集等の基本方針、選定の経過及び結果等につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） まず、助役の方から説明を求められていたものですから。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） はい、許可いたしましたので。

助役（渡辺 優君） 今回、提案をいたします 6 つの施設は下田市民文化会館、敷根公園、市民スポーツセンター、高齢者の生きがいプラザ、ハリスの足湯、加増野ポーレポーレでございます。

この 6 つの公の施設につきましては、先の 9 月定例議会におきまして、条例改正を行い、指定管理者制度導入の準備を整えました。

9月定例議会終了後、各施設の担当課より下田市公の施設の指定管理者募集基準審査依頼が出されまして、平成17年10月6日に選定委員会を開催いたしました。その選定委員会の議題はあずさ山の家でございました。あずさ山の家は下田市公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定によりまして、公募用の募集要項、管理運営の基準の内容を議論いたしました。しかし、今後より一層の施設活用を図るため、施設におけるサービス提供の内容等について再度検討することといたしまして、他施設とは別スケジュールで行うことを決めました。翌日の10月7日にはあずさ山の家以外の6施設につきまして、選定委員会を開催いたしました。あずさ山の家以外の選定につきましては、現行、管理受託者の設立の経過及び管理委託をしている現状を踏まえまして、次の条件を付し下田市公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定によりまして、公募によらない選定といたしました。1つには、今回の選定については2年ないしまたは3年の公募によらないものとする。2つ目は施設にかかわる人や団体、地域とのネットワークを活用し、施設運営に積極的に参加協力してもらうよう図ること。3つは指定機関は施設においてより一層の運営努力や市民協力等を再構築し、施設の再評価を行うためのものでありまして、それをもとに議会の選定では、公募による選定あるいは継続した選定にするかを判断するとしたものであります。4つ目には、経費の節減の一層の努力を求めるとしたものでございます。

以上、この4つの条件を選定する上で、必須要件といたしまして、各施設におけます募集要項等の内容を選定委員会で決定いたしました。この時点では、下田市民文化会館、敷根公園、市民スポーツセンター及び高齢者生きがいプラザの指定管理予定候補者は財団法人下田市振興公社で指定期間は2年。ハリスの足湯の指定管理予定候補者は足湯管理組合。加増野ポーレポーレにつきましては、加増野区とし指定期間は3年ということで募集を図ることといたしました。

すべての施設が申請提出期限であります10月31日までに応募者等々から提案がありました。施設担当課より下田市公の施設の指定管理者選定委員会開催依頼書が提出されました。そこで、11月7日から8日にかけて応募者に対し、各施設の事業計画等の提案内容についてヒアリングを行いました。11月27日、28日の両日にわたりまして総合的な協議を行いました。ハリスの足湯及び加増野ポーレポーレの提案内容につきましては、厳正なる審査の結果、選定委員会の同意を得て採点を行いました。この2施設につきましては、指定管理料が発生しないという提案でございました。

財団法人下田市振興公社の4施設につきましては、指定管理料が物件費と人件費から収入である施設使用料を差し引いたものでありますが、この4施設にかかわる指定管理料総額が平成16年度決算額及び平成17年度予算額における指定管理料相当額を下回る提案でありました。11月29日に開催いたしました選定委員会では、すべての施設につきまして、各委員提出の採点表の集計結果を報告いたしました。そして、応募者から示されました提案内容は選定要件を満たしているため、指定管理予定候補者を決定いたしました。直ちに結果を指定管理予定候補者に通知をいたしまして、基本仮協定を締結いたしております。現在は、今回示しました管理基準をもとに債務協議をして指定管理料を決めることになっております。提案内容の収入支出の確定につきましては、今後年度協定において取り決めることとなります。また、年度協定で定める指定管理料は各年度で予算措置をすることとなります。

以上のような流れの中で、6施設に対します指定管理者の選定がなされてきましたが、これから各施設におけます指定管理者の指定の審議を皆様にご受けることとなります。それぞれの施設におけます担当課長から説明がございますので、ご審議のほどよろしくご申し上げます。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） それでは、議第88号 ハリスの足湯指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

これは、地方自治法第24条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

- 1として、指定管理者を指定する公の施設の名称はハリスの足湯です。
- 2、指定管理者となる団体の名称は足湯管理組合です。
- 3、指定の期間は平成18年4月1日から平成22年3月31日までの3カ年です。

施設の概要、また指定団体の概要の方は説明資料の方で説明したいと思いますので、9ページをご覧くださいと思います。

名称は今申したとおり、ハリスの足湯でございます。(2)として、所在地は下田市二丁目11番10号です。(3)施設の規模等ですが、アとして完成年月が平成12年11月、イとして施設面積が23.76平方メートル、ウ、構造は木造であります。

大きな2で指定団体の概要ですが、名称は足湯管理組合。(2)の設立年月日は平成12年7月1日です。(3)主たる事務所は下田市二丁目12番17号、これは商工会議所の住所になります。

(4)代表者は組合長、石垣秀夫さんです。(5)実施する事業はハリスの足湯の維持管理等でございます。

大きな3番で、施設管理及び運営の提案要旨が載っておりますが、主なものを説明いたしますと、(1)で、管理運営を行うに当たっての経営方針ですが、気軽に立ち寄れる集客施設として中心商店街の振興対策に活用するという事です。

飛びまして、(6)指定管理者の指定を申請した理由でございますが、立体駐車場を運営する下田市中心商店街協同組合を初め、地元商業関係者で組織する足湯管理組合が指定管理者となることによって、足湯を訪れる方々の多様なニーズに素早く対応できる。また、足湯利用者の増加によって駐車場の利用拡大にもつながり、ひいては中心市街地の活性化に結びつくという相乗効果も想定され、指定管理者として最も適していると考えられているという提案であります。

大きな4番で、指定管理料についてですけれども、開設以来無料で管理を委託しておりますので、平成18年から20年度については、今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結ぶということになりますけれども、これは無料をお願いする予定でございます。

最後に、提案理由ですが、ハリスの足湯の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

以上、雑駁でございますが、議第88号の説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番(小林弘次君) 助役にお伺いしたいと思いますが、助役の説明の中で、指定管理者の指定についての審議の経過そして基本方針というふうなものが口頭で話されました。今回、この指定管理者問題については、総合福祉会館あるいはデイサービス施設の指定管理者という1つの経験があるわけでございますが、本格的な指定管理ということについては、最初に議論するわけでございますから、それに関する、要するに審議経過を記す資料、あるいは指定に関する基本的な基準を示した資料等を提出していただきたいと思っております。といたしますのは、後に今後出てくると思うわけでございますが、あずさ山の家に関する問題等につきましても言及されておりますから、そういった点で公表できる資料をお願いしたいと思

ます。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） これにつきましても公開が原則でございますので、今、小林議員から求められました、例えば指定管理者の募集要項、それから選定、運営の基準、こういうものにつきましてはすべてできておりますので、コピーをして全員にお配りしたいと思います。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） これは委員会付託でしょうか、議長。

議長（森 温繁君） 委員会付託です。

10番（小林弘次君） 委員会での審査ということもございますが、本会議の審査ということで大綱質疑ということになります。今回の指定管理の基本的な方針としまして、1点目は公募によらず、随意契約によって指定管理者を定めることとあります。これは、1つはこれまでの提案されている施設の管理が、これまで振興公社あるいはその他加増野区等ですね、これまでの管理していた団体と随意契約をして、指定管理者の契約を結ぶという、1つのそういう経緯の中で出たことであろうと思います。

そこで、この指定の今後公募に移すということについては、今後、今管理を委託する人、団体が、今後は一応公募でやるということになるんですが、普通、公募の場合には入札と違ってですね、例えば幾らでやるとか、そういったことも含めてあると思うんですが、一定の施設の管理運営ということ、良好な管理運営ということを一応提案して、それを審査してこの人にやるという、そういう一つのことになると思うんです。そうしますと、今後、入札等については、指名業者選定委員会というような一定の機関を設けてやっているわけです。今後、指定管理者の公正な管理者の選定というものを定めるようなそういう内部機関というものの、要するに公正さを確保するような、そういうものを審査してこれに決める、これにするという、入札のように落札価格が最低の人に契約するという、こういうものとはちょっと違ったものを持っていると思うんです。そういう点で、そういう内部機関のようなものをきちとした要綱や規則を定めたものをつくっておかないと、これは一つ、今後公正な行政執行上矛盾を来すのではないのかというふうに思いますが、その点についての保障、機関の整備というのは行われるのかどうなのか、これが質問の第1点でございます。

第2点目は、仮にこの施設の管理に当たって、指定管理者で行うのがいいのか、下田市の職員によって管理を行うのがいいのか、この点の判断というものをどういうふうに置くのか。要するに、この行財政改革を進めるに当たって、指定管理者にやらせることによって市民サ

ービスがマイナスになる場合も出てくるだろうし、市民サービスに対する利便がさらに供給がされると、こういうケースもあると思うんです。そういう点において、指定管理者で行うのと、直営で行うというものについての行財政上のきちんとした線引きというのはどうするのか。さまざまな施設があるわけですが、そういう点についての線引きについてどうお考えになるのか。逆に考え方としまして、施設管理におけることについては、全部委託と一部委託というさまざまな形態があります。例えば、一部委託の形態とすれば、下水道、終末処理場のようなものについては機械、その他の設備については一部業者に委託をして行っている、こういうケースがございます。そういうようなことを含めると、そういう公の施設の場合の指定管理、直営、一部委託、さまざまな形態を組み合わせる現在の財政難の中でのより現状にあった施設管理の方向を検討すべきだと。簡単に言うと、僕は直営があり、指定管理があり、一部委託というこの3つの形態の中で施設管理を考えるべきで、何でもかんでも指定管理等々という、こういうやり方というものは問題が出てくるのではないのかと。もう1つ、そういう点で施設の管理における僕の言っている直営、指定管理、そして一部委託という、こういう形態の中でのそれぞれの施設に合った検討というものを今後進めるのかどうなのか、これが質問の第2点目でございます。

第3点目は、指定管理者制度によって施設の市民的な利用の公正性というものがどういう形で守られるのかどうなのか。仮に公の施設を利用することにおいて、利用者とのトラブルがあった場合に、責任というものはだれがとるのか。例えば、指定管理者がAという団体の申し出に対して貸せませんと、あなたに貸すことはできません。こういう決定が下されたときに、異議が申し出されたときに、それはどういうところで受けるのかどうなのか。この点が第3点目でございます。

第4点目は、まず、指定管理に当たっての今出されたようなポーレポーレ、あるいは足湯のように全面的に指定管理に当たっての、要するに自主管理で経費も何も全部あなた方で全部やってくださいよと、あらゆる経費から何から全部あなた方、簡単に言うと地元でやってくださいよという管理の仕方ですから、これはただだと。しかし、あるものについては一定の管理料を払って指定管理をする。管理料の積算ということについて、これはなかなか難しい問題だと思うんです。管理料の積算を今後どうするのか。そうした場合には、管理をすることによって生ずる利益、使用料その他の利益というものは全部指定管理者に入ることになるわけですね。指定管理者はその使用料その他が入ってさらに管理料をもらうということになって、そうするとそこにそれだけでは、何もならないわけですね。指定管理者は、施

設の利用料金をいただいて、下田市から管理料をもらって、その上でお金もうけができるようにしなきゃならないわけですね。その上でお金もうけしなきゃならない。そうしますと、むしろ指定管理者制度の先、行き着くところは公の施設がいわゆる、商売、企業的な利益というものに利用されるという、そういう結果になりはしないのかと。そういう危険性はないかどうか。あるいは、例えばこの農村の体験のことや、あるいは交流施設として設置されたあずさ山の家を単なる宿泊施設として、どんな人でもどんどん詰め込んで、例えばちょっと民宿のような格好で経営すれば、この施設をフル回転して、宿泊料だけとってすぐ回転してお金を取ると、こういうようなことになるということも考えられるのではないのかと、そういう点で指定管理者制度の持つ要するに商売として、お金もうけの手段として公の施設が利用されるという、こういう方向に進む可能性がないのかどうなのか。この点についてお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の内部規則等があるのかということでございますが、これは当然、選定の要綱が定められています。名称は指定管理者選定委員会設置要綱ということで、今、小林議員が言われたような内部の厳しい要綱がございます。

それから、2点目の市民サービスの向上、特に直営と指定管理者の線引き、また委託、指定管理者または直営、この組み合わせということでございますが、当然、考え方といたしましてはより効率的な運営をしていきたい、そういう中で市民サービスのさらなる向上を図っていきたい。そしてもう1つは、やはり、こういう大変厳しい状況下の中での経費の削減を求めていく。そういうことでございますので、これらは、1つ1つの施設について、今言ったような直営と指定管理者の線引き、それから委託と指定管理者または直営、どれが一番その施設の管理の中で今言ったような目的が達成できるかということ判断をしながら線引きをし、決めていきたいというふうに思っております。

それから、公平、公正性はどう守られるのかと、特に利用者のトラブル等については、また異議の申し立て等についてはということで、これも指定管理者を決める段階で施設の運営の要綱と基準ですね、また、募集要項等に細かく記載、記入をしてございますので、後ほどお配りをさせていただきたいと思っております。

それから、管理料の積算はどうなるのかということでございますが、今回委託をすべき、指定管理者を決定すべき各施設は、今まで暦年でその経費が積算をされております。そういう中で、基本的には前年度、または前々年度決算並びに現年度の予算の枠の中で実績に基づ

いてそれ以下の経費で努力をしてほしいというような形で応募の際の条件にさせていただきます。利益が出たらどうなるのかということですが、当然に、施設の管理だけではもうけは出ないわけございまして、その指定管理者が自主事業というものを行いまして、その中から利益を追求する、利潤を生む、そういうことは認められております。ただ、何でもかんでも自主事業が認められるかということではございまして、当然、要綱の中でも基準の中でもそういう自主事業をやる場合は市長と協議をして決めることになっております。

あと、答弁漏れがありましたらまた総務課長の方から補足をさせていただきたいと思えます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 大筋どうということになるのかということについてはわかりました。

それともう一つですね、この指定管理者について一番トラブルというか、分かれるものは施設の管理を行うわけですから、極端に言うと、その施設の管理に当たってガラスが割れたと、あるいは電球が切れたと、こうした場合の維持的な経費というふうなものはどうするのかと。例えば、あえて考えられることは契約上 30万円以下の維持管理的なものは指定管理者が持つとか、30万円以上のものについては下田市が持つとか、いろんな詳しいことになるかと思うんです。問題は施設の管理に当たっての、維持管理をするのに当たった維持費の維持管理に属するような修繕というか、ガラスが割れた、電気が切れた、あるいはその他の小修繕、こういったものが指定管理者の責任になるのかどうなのか、そういう問題がかなり問題になると思うんです。そういう点では、維持管理あるいはさらには一種の改修、こういったことについてのことはどうするのかということ。

もう一つは、指定管理者が1年間おやりになって実績報告書というふうなものが当然当局に出されると思うんです、実績報告書が。その実績報告書をやはり市民の代表機関である議会に指定管理者の実績報告書を配付して、指定管理の実情を常に明らかにさせる必要があるのではないのかと。今回、私たちが期待していたのは社会福祉協議会が総合福祉会館、デイサービスの指定管理者になったんですが、実績報告書が出されているという答弁を聞きまして、どういう内容であるかというのはわからない。ですから、今後、指定管理者にした場合の実績報告書は議会に配付して常に審議の材料というか審議の対象にさせていただきたいと、そういうように思いますがこれはいかがでしょうか。

そして、この指定管理者をする場合に、例えば施設の維持管理に当たって人を配置するのに、その施設の維持管理に5人を配置するというのに5人やったでは赤字だから1人でやら

せるという、こういうふうな合理化というふうなものが行われる可能性があると思うんです。当然、5人ぐらい必要なものをどうもこれは金もうけにならないから1人でおまえやれよと、こういうようなことになるという、そういう点での維持管理の基準のようなものはある程度明確にされているのかどうなのかお伺いします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 最初の1点目と3点目は維持管理という形でほぼ同じ質問であろうかと思えます。これにつきましては、それぞれリスクの取り扱いということで、小林議員も金額的なことが30万円というようなことを言われました。これは確実に30万円についての基準を決めまして……

〔「30万円か」と呼ぶ者あり〕

助役（渡辺 優君） はい。30万円以内については指定管理者が。30万円以上については市という形で決めておりまして、そのほか維持管理上細かにリスクの持ち分でこれは指定管理者、これは原課という形で明確にさせていただきます。そういう中で、今言いましたような改修につきましても、指定管理者が決まった場合にこれは自主事業をやりたいから改修するという申し出があったときに、これは当然公の施設の改修でございますから、いつまでもその業者に委託をしていくとは限りません。管理委託をしていくとは限りません。ですから当然にそれらも勘案しながら市長との協議の中で決めていくこととなります。そういうのは、すべて要綱、また基準の中に明確に記載をさせていただきます。

それから、2点目の実績報告でございますが、当然これらについては初めての制度改正による導入でございます。実績は公表することになっております。議会の皆さん方にも1年後の実績については配付をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 今、ハリスの足湯の説明があったわけですが、町歩きの施設として大変観光客や市民にも利用されているということだろうと思えます。

それで、第1点は平成18年4月1日から平成21年3月31日の3カ年という契約といいますが指定期間になっているわけですがけれども、なぜ、この3年かということが第1点の質問でございます。基準からいけばそれは当然経営的な観点も含めて5年とか、一定の長い期間というのが想定がされるんじゃないかと思うんですけれども、3年という期限はなぜ示されて

いるのかということ。

それから、既にここに参考資料として出されてきておりますのは、管理組合の人たちが平成12年11月からやってきたそのものではないかと思うわけです。これを指定することによって、当然、より一層の合理化というのでしょうか、利用推進を図ろうということが当然当局の側、市の側として立てなければならない課題だろうと思うわけですが、そういうものがなされていないような気がしますけれどもどうであったのか。ただ、現在管理している人たちが同様に管理をすると、ただ形態を指定管理者に委託をして指定管理者にただけで、指定管理者にするメリットというのがどこにどう図ったのかということが、この内容からはちょっと理解ができません。収益的なものを見ますと(3)にございます来客用タオルの販売というのが一定の収益というほどにはならないでしょうけれども、収益事業としてやられているのかなというぐあいに思いますが、この他の収益が図るような手だてというのが想定されるのかされないのか。そしてそういうことの中でシルバーやこの組合の人たちがお互いに手を出し合って運営しているという形態のようでありますけれども、実質的な経営上の経費は年間どのぐらいこの平成12年以降ですね、かかってきているのかと。市の方の委託料はゼロだということでございますけれども、この管理組合の人たちがどのぐらいの負担をしているのかという点が第3点目の質問でございます。

そして、この管理組合の構成団体が地元商店関係者というように記載がされておりますが、具体的な構成団体がそれぞれあるかと思しますので、どういう構成団体であるのかと、そしてこれらの団体が変化する可能性というのがあるのかないのか、ほとんど変わらないのではないかと思いますけれども、どうなっているかということでございます。

さらに、この4の指定管理料について、今回の提案に基づき各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結ぶというぐあいに書いてございますけれども、協定のひな型等というのは想定できているものであれば明らかにしていただきたいとそのように思います。

以上。

議長(森 温繁君) 番外。

観光商工課長(藤井恵司君) まず、3カ年の理由ということですが、今までの実績もあるし、それでも5年までいくのは長いという感覚で3年という、初めてのことで、そういう設定をしました。

やっていることは現状と同じではないかというご質問ですが、サービスの面でそこをはしょりましたけれども、足湯の無料の看板を設置したり、チラシを新たにつくるような

ことを管理組合の方でやっていくということになっておりまして、一層の地元の人や来湯客のにぎわいをつくっていきたい、力を入れていきたいということでございます。

唯一の収入のタオルでございますけれども、これは 100円で一応販売しております。これも今後もっともっと各商店でもやってもらうようなことを考えておりますけれども、とりあえず今駐車場の管理棟のところで売っているものです。

それから、4点目の実質的な経費という、年間経費ですが、ちょっとこれは今すぐ出ませんので、後ほどすみません。

それから、構成団体の方ですけれども、これは下田市商工会議所それから協同組合下田クレジット、下田銀座会、下田市中央商店街協同組合、下田市商業協同組合、伊勢町奉仕会、以上6団体で組織しております。

年度協定は仮協定、今、一応考えておりますけれども、これは考えたものはあります。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） ちょっと多くなったもので追加でお伺いしたいんですけれども、この利用費及び利用時間帯ですね、それから多くの方が利用しているという形態にはなっていないかと思いますが、どのくらいの方が利用しているのかというような実績報告というのでしょうか、そういうものをつかんでたらお知らせいただきたいと思います。

時間帯について言えば、深夜まで開放しているのか等々を含めてお聞きしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

観光商工課長（藤井恵司君） まず、利用費は無料でございます。時間帯ですけれども、条例上は午前9時から午後9時までということですが、その中に市長が定めるものもあるもので、現状は午前9時から8時で閉めております。利用の人数ですけれども、なかなかこれつかめないんですけれども、タオルの売れる本数あたりから想定してはございますけれども、年間9,000人から1万人という推計をしております。

以上です。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 指定管理料についてお尋ねします。

これは全部が年度協定で決めるということになっているので、全体を含めての質問なんですけど、まず、今回は公募によらず指定なんですけど、金額については提案の中にこの書き方だったら入っていないというようにとれるんですけど、指定管理者の提案事項の中にこの委託料

というものは入ってくるのかどうかということが1つ。

それから、もう1つは、この年度協定は議会の議決の事項になっているのか、なっていないのか。

それから、あずさ山の家については公募にするということですが、そこにおいて、この委託料という金額そのものは公募のときの対象になるのかならないのか。一般的に僕は今回の指定管理者を決めるに当たっても、委託料はこれぐらいでできますよというような金額についても当然入ってしかるべきだろうと、つまり、指定管理者を設ける理由にやはり維持経費の削減というのも当然あるわけだから、当然この金額が幾らぐらいでうちはやりますとこういうものがないとおかしいと思うんですが、その辺はどのようになっていますでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） まず、とりあえず経費の関係、事業計画も含めてでございますが、その辺の部分についての提案のことでございますが、まず、さかのぼって手続条例の部分でございます。まず、手続上の問題といたしまして、指定の申請という条項が第3条に条例の中にございます。要は、指定管理者の指定を受けようとする団体は申請書に次に掲げる書類を添えて申請期間内に市長等に申請しなければならないと。添付する資料といたしましては申請資格を有していることを証する書類、また管理を行う施設の事業計画書、管理に係る収支計画書、それから当該団体等の形状等を証明する書類、前各項に掲げるほか、市長等が別に定める書類ということとなっておりますので、それぞれの年度の事業計画書並びに収支事業計画書の中で具体的な数字が示されているという状況になっています。

議長（森 温繁君） 答弁漏れがないですか。

総務課長（土屋徳幸君） 管理料自体がそういった意味で議決要件かどうかということですが、行政処分という中で、議決要件ではないんですが、今、具体的な中で例えばの話が管理委託料ということになりますと予算の中に数字としては出てくるという形になるかと思えます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） それでしたら、ここで収支計画書によって例えば文化会館だったら3,300万円程度を今までかかっておったと、今回の指定管理になったので、振興公社は幾らでやるのかと、そういう収支計画書が出ているのであれば、これは議会に配付をしてください。

それから、行政処分で年度協定なので、議会の議決事項ではないということですが、やは

り今回こうして指定管理者を決めるに当たって実際にはどの程度の費用でおさまるのかと、こういうことは指定管理者を決めるに当たって重要な判断材料だと思うんですよ。特に公募や何かになった場合に、一体指定管理者が幾らで出しているかはね、議会がそれを知らずに議決するというのもね、やはり議会の責任としてはまずい面があると思うので、ぜひこの点をしてほしいのと、収支計画書については提出されるのかどうかご答弁願います。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） 基本的にはそういった意味では公開の形を原則的に貫きたいと考えておりますので、その辺の資料等についても提供をしていきたいというふうに考えております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 88号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

これで、午後 1 時まで休憩したいと思います。

午前 1 1 時 4 9 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 8 9 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定でございます。地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 24条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

記

1 指定管理者を指定する公の施設の名称

下田市民文化会館

2 指定管理者となる団体の名称

財団法人下田市振興公社

3 指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日までの 2年間でございます。

平成 17年 12月 7日提出

静岡県下田市長 石井直樹

提案理由でございますが、下田市民文化会館の管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

それでは、申しわけございませんが、平成 17年 12月定例会市議会条例改正関係等説明資料 10ページをお開きください。

議第 89号説明資料

指定管理者の指定に関する参考資料（下田市民文化会館）によりご説明いたします。

1 施設の概要

(1)施設の名称 下田市民文化会館

(2)所在地 下田市四丁目 1番 2号

(3)施設の規模等

ア 完成年月 平成元年 3月

イ 建物面積 4,749.93平方メートル

ウ 構造 鉄筋コンクリート造地下 1階地上 4階建て

2 指定団体の概要

(1)団体名 財団法人下田市振興公社

(2)設立年月日 平成 5年 3月 31日

(3)主たる事務所 下田市四丁目 1番 2号

(4)代表者 理事長 土屋光雄

(5)実施する事業

振興事業

(ア) 国際交流推進事業

(イ) 環境美化・自然保護思想普及事業

(ウ) 健康増進・スポーツ普及事業

(エ) 地域活動等情報収集提供事業

(オ)文化事業の振興

施設管理運営事業

収益事業

3 施設管理及び運営の提案要旨

(1)管理運営を行うに当たっての経営方針について

社会状況の変化や市民ニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた総合的・横断的な運営を推進する。

(2)安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて

- ・各舞台装置（音響、照明、舞台）のマニュアルを整備し、ノウハウを共有する。
- ・高所作業等の安全指針、基準に基づき作業を行う。
- ・作業の安全性を確保するために情報伝達経路を確立し、緊急時の対応に生かす。
- ・設備、機器の定期点検及び日常点検を確実に実施し、異常の早期発見に努め、事故を未然に防ぐ。
- ・設備の特殊性や危険性を十分に認識し、安全運用への細心の注意を払う。
- ・ビル管理者を常駐させ、日常の衛生管理を徹底する。

(3)サービスを向上させるための方策について

良質なサービスを提供するためには、理念を持った人材の適正配置が必要であり、そのための人材確保と教育は必須であると考える。

- ・利用者が使用しやすい施設を目指す。
- ・公共性の維持に努める。
- ・専門技術知識を提供する。

(4)利用者等の要望の把握及び実現策について

要望の把握

- ・アンケート調査等を定期的実施する。
- ・Eメールによる意見を随時受け付ける。
- ・文化協会等との交流を深め、意見交換を行う。

実現策

- ・要望から内容評価から計画立案から実施の手順に従い実現させる。

(5)利用者のトラブルの未然防止と対処方法について

- ・利用前の打ち合わせを確実にを行う。

- ・トラブルが発生した場合は、誠意を持ってその対応に当たる。

(6)地域との連携、他施設との連携等について

- ・下田市文化協会員や文化芸術に携わる団体との事業を積極的に実施する。
- ・市民で組織される実行委員会との共催事業を積極的に開催する。
- ・観光事業者等と協力し事業拡大に努める。

(7)指定管理者の指定を申請した理由について

長年の実績とノウハウは今まで施設管理を行ってきた公社に蓄積された貴重な資産である。そこに民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫などを加え、市民に対してどこよりもよいサービスが提供できる。

4 指定管理料について

平成 16年度の施設委託料決算額は 3,303万 7,449円であった。平成 18年度、平成 19年度については、今回の提案に基づき各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定する。

以上、議第 89号 下田市民文化会館指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3 番。

3 番（伊藤英雄君） この文化会館の指定管理者条例の審議を厚生文教委員会で行ったんですが、その時に問題になったのが、実施する事業の中で、ここでいうの（オ）文化事業の振興であります。委員会では、指定管理者に設備の目的までを義務づけるのはどうなんだろうかという疑義が出されました。他の施設においては指定管理者はあくまでも施設の維持、管理、運営を行うものであり、施設の目的そのものを管理者の事業とはしておりません。しかし、市民文化会館だけは文化事業の振興を指定管理者に義務づけるんだ、これについては担当課ばかりではなく、助役にも委員会に来ていただきました。そして、助役は強い言葉でこの文化事業の振興だけはぜひともやってほしいんだと、ここは文化会館の特殊性であり、ぜひこれは入れてくれと、そのくらい強い思いを持っているんだということでありました。しかし、今回の提案要旨の中に、文化振興を強化する、文化振興を大に行うという文言がない、しいて言えば下田市文化協会委員と文化芸術に携わる団体との事業を積極的に実施するとある。これではね、条例を審議するときに、文化事業の振興を事業として指定管理者に義務づけます、やらせませうといったね、助役の熱い言葉がかすみになって霧のかなたに消え

ていくようで非常に寂しい。ここは今後委員会で審議をするに当たって、やはり振興公社、文化事業を積極的にやると、こういうものがないとうまくないんじゃないかと思いがいがででしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 現在の財団法人振興公社は いうなれば経費の節減を図りながらも設立の目的に沿って事業を行っていく、そういう中に大きく文化事業の振興というものがあります。しかしながら、今新たな指定管理者制度というものは、これは少し振興公社の事業と、指定管理者の事業というのがある部分においては整合性がなくなっているかと。例えば文化事業の振興ということになりますと、結論から言いますと、収入の増、経費の節減とは逆に、収入はなくてもこういう事業をやっていかななくてはならない。しかし、指定管理者制度というのは、あくまでほかの自主事業等々は自分の収益になりますが、施設管理については下田市からの委託金みたいな形のもので運営していかなければならないということで、これも選定委員会の中でも大分議論をいたしました。そういう中で振興公社が今後施設管理とともにやはり本来の目的の文化の振興とかスポーツの振興とか、そういうものをやるのが別の事業になってくるということで、2年間の指定期間を過ぎる段階でもう1度全面的に見直す必要があるのかなと。極端に言えば、振興公社はもう2年後には公募する段階では本当に振興公社ではなくて、いいますればNPO法人的なもので応募してくることになるのかなと、そういう議論もした経過がございます。

そういう中でやはり2年間振興公社に特命で公募によらず指定管理者として運営していくためには、どうしてもこの段階の中では文化の振興、これはやらせようと、そして委託については別枠でこれは考えなきゃならないなというふうに考えておりますので、決して事業の中に条文的に余り熱の入った条文がないということがございますけれども、そういうことではございませんで、ぜひ振興公社にお願いしている段階の中では文化の振興、スポーツの振興等々についてもぜひ積極的な活用をお願いしていきたいというふう に思っているところでございます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） どうも歯に衣を着せて、はっきりしない。条文を決定するときにはもう振興公社に義務づけますと、だから条文上、文化の振興を入れてくれとおっしゃったじゃないですか。だからこの振興公社にね、事業を出すときに、実際には課長も局長で行ってるわけだから、当然、文化の振興がうたわれてなければ、委員会としては言葉は悪いけどだま

し討ちに遭ったんじゃないかと、条例のときには文化振興を義務づけますよとおっしゃったんだから、委員会で。実際に上がってきたら文化振興が入ってないじゃないですか。それなら条例であんなに強く文化事業振興を条例上入れてくれという話は何だったんだということになっちゃいますよ。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 今、説明資料の中でも伊藤議員も言われたように、地域との連携、他施設との連携についてということで、下田文化協会や文化芸術に携わる団体との事業を積極的に実施するというので、これはもうすべて細かくやるよりも、こういう大きな項目の中でやっておいた方が文化事業の振興にとっては大変やりやすいと思います。そういうことで、先ほど言いましたように、その振興のために別枠の委託料を考えているということは、そういう活動をしていただきたいという気持ちを述べたところでございます。

議長（森 温繁君） 3番。

3番（伊藤英雄君） これ最初に言ったけどね、大項目なら8番か何かで入らないと、大項目の中の部分だけです。しかも、文化協会、文化芸術に携わる団体しか、限定しているわけですよ。文化の振興というのはね、この既存の団体だけにやるのはおかしい。これは、委員会審査になっているので、委員会審査の中でその辺の姿勢をはっきり示していただくということで、質問を終わります。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） 今回の振興公社のこのあり方というものの根本的な議論を抜きに、この指定管理者ということを進めるということは、振興公社が市の責任において設立したという経緯から踏まえて問題があるのではないのかというふうに思うものでございます。

例えば、下田市の振興公社は下田市が1億円のこの基本財産を持って、いわゆる下田市が設立したものであり、当初は市長が実際の責任者として公社の理事長を務めていたという経緯があって、で、下田市の公の施設の管理を行ってきたと。当然、委託料という形で受け持ち、そしてその当時の地方自治法上ではそれに基づく使用料その他の収入は下田市が収益を受けると、こういう形でやってきたわけです。当然、そういう形でやってきたものが、今回の地方自治法の改正によって振興公社といえどもいわゆる指定管理者というふうな形にならざるを得ないと。そうしますと、現在、振興公社の受け持っていた爪木崎自然公園の管理、あるいは駅前広場の管理、あるいはあずさ山の家管理、こういったものが振興公社か

ら除かれるわけです。そうしますと、振興公社そのものの維持管理、維持というものをどうするのかという、そういうものをやっぱり明確にした上でこの議論を進めないと振興公社で働く人や振興公社にかかわっている人たちにとって極めてあいまいな形になってしまうと思うんです。

そこで、その点についてまず振興公社の今後のありようについてどうするのか。いわゆるこの先、振興公社は公募によって、場合によったら施設管理を全部一切管理の委託を受けることができなくなると、指定管理者にならなくなるケースも想定できるわけです。そういったときにもどうするのかということ、この際明確にした上で、これを議論させていかなきゃならない。これがまず第1点です。

第2点目は、今回の指定管理に当たって、振興公社に指定管理者とすると、そうしますと、料金は指定管理者が受けると、そしてこれが指定管理者が受け取る、さらに管理に対する維持管理を下田市が出すと、こういうことになるわけですね。そうしますと、これが指定管理者との関連上、振興公社の場合には議論になりましたが、下田市の職員が事務局長なりその他の職員になっているわけです。これらの人件費というものは下田市が受け持っているんだろうと思うんです。振興公社の経理でそれらを支出しているのではないのではないかと。今後、平成18年度以降、指定管理者になった場合のいわゆる下田市が執行というのか派遣というのか、どちらでも似て使い分けておりますが、そういう職員の身分等々というのはどういうことになるのかと。理論的に言えば下田市の職員は全部引き上げてしまう。振興公社1つあなた自前でやってみると、こういうやり方にならざるを得ない。基本的にはですね。振興公社1つあなた自前でやってみると、こういうやり方にならざるを得ない。そうしますと、さっき冒頭私が申し上げましたように、振興公社の組織はそういう運営というものの根本的な下田市が設立した振興公社の運営をどうするかという、こういう問題とかかわるわけです。ですから、私はそういう点で、この議論を進めるに当たって振興公社の今後の下田市のありよう、そこにおける職員はどうするのか等々、例えば振興公社が当初目的としたようなさまざまな事業を、今後も公社独自で進めるということになるのかどうか。

ただいまの助役の説明によりますと、振興公社としての設立の目的に沿った文化事業あるいは外国との交流事業、花いっぱい運動、その他いろんな事業があったわけですね。そういうふうなものを振興公社としての独自の事業として別な委託でおやりになるというふうな答弁として理解していいのかどうか。要するに、市民文化会館の管理の委託とは別に文化振興、外国との交流、花いっぱい運動、その他一種のそういう振興公社の設立目的に沿った

事業は下田市が別な委託料を出して、今後振興公社にやっていただくと、こういうふうに理解していいわけでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 1点目の振興公社の今後のありようを明確にということでございます。確かに、何度となく振興公社の職員との話し合いの中で大変不安に思っている、これは本当に正直なところ申しわけないと思っております。今回、2年間という期間を今のままのスタイルで、振興公社にお願いするようになっているわけでございますけれども、2年後にどうなるのが、本当に今、正直なところ困惑している状況でございます、私が困惑しているということになれば、これは公社の職員には大変申しわけない、そういう思いでございますけれども、どこの自治体もやはり振興公社、これは小林議員が言われるように設立の経過というものはそれぞれの自治体がほぼ100%出資をして設立をした、いわば市の職員と同じような組織の職員でございます。これを新たな制度の中で指定管理者制度に導入したときに、どうしようというので、大変、我々だけでなく、近隣自治体も困惑しております、これらについてもですね助役会等々で今後どうしていこうという今話を詰めております。今の段階でいろいろわさされる市の職員に採用するとかということもなかなか今の職員、現の状況の中で難しい、そうかと言ってそのまま職を失うような事態にならなきゃならないという思いもございます。そういうことで、これらについては、その明確に方向性を他の自治体の状況ともあわせながら決めてまいりたいと思っております。

それから、市の職員は現在、1年度中においては2名の職員を市の負担で派遣をしてございます。平成18年度、新たな指定管理者制度の中で、直営部分というものも小林議員が言われたように出てまいります。基本的には市からの出向職員、派遣職員については市の方へ戻す予定でございます、直営事業、有料公園以外の都市公園とか、他の施設の直営になったものですから、現場の職員については戻す予定で現在おります。ただ、事務局長につきましては、この議会においてもいろいろ議論をいただいておりますように、戻すべきだとか、また、公社の職員からしてみればなかなか職員が、まだ局長をやるぐらいの人材に育っていないというような不安もありまして、もう1年ぐらいは何とか市からの課長職、派遣で対応していただきたいというようなことも聞いておりますので、これは早急に結論を出したいと思っております。

それから、3点目の自主事業ということと、もう1つは、国際交流文化事業というのは、これは収入を生まない事業でございます。そういうものについては別途委託の中で考えたい

と。ただ、花の苗の販売とか、それからプールで行っております水泳教室、これらは相当の利益を上げております。これらは自主事業として新たに委託をいたします。指定管理者の方の収入ということの中での事業積算をいたしまして、今決めているところでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） まず、理論的に整合性を失うのは、指定管理者にした以上、下田市の支弁による事務局長ということは、これはあり得ないわけです。したがってこれはどういう形にしても改善をしなければならぬ。絶対にこれは整合性を持たないわけです。これがまず第1点。

第2点目は、文化会館の指定管理者で ございますから、先ほどの伊藤議員とのやりとりの中で助役が明確にしているように、振興公社がいわゆる寄附行為という形で定めたことについての一つの事業執行を行うに当たっては、基本的には別な、要するに指定管理者というものの支弁ではなくて、別の委託料という形で支出をするというふうに理解していいのかというふうに僕は質問したわけです。そうですね、おわかりでしょう。したがって、振興公社を設立し、振興公社の活動の目的というのは、基本的には文化あるいは国際交流、花いっぱい運動、その他いろんなそういう仕事をさせるためのあれで あって、そのために一定の施設管理も委託するという、こういう性格の機関だと僕は思っている。団体機関というか組織だと思っているわけです。したがって基本的には収益行為は行わない団体ですね。要するに商売を行う団体ではないと。金もうけをする団体ではない、基本的には。

そうしますと、この先、振興公社に対する施設の管理については指定管理の管理業、そして文化振興であるとか、花いっぱい運動だとか外国との交流とかというこういう振興公社の目的に沿って行うことについては一定の委託料を出すという、こういうことでもいいのかどうか。ここのところがですね、どうもすっきりしないんじゃないかと。ですから、そうじゃないよということであればそれはそれで別の問題になるわけですが、その点は助役、明確にしておかないと、この先混乱を生むと思うんです。

あなたのおっしゃっているのは指定管理とは別に文化関係のは振興公社本来の目的の1つでやるんだから別の委託料出すんだと、委託をお願いするということをお答えしているんですよね、伊藤さんに。だから、その点は今言ったようなそのことは振興公社の寄附行為ですね、この寄附行為に基づく事業についてはそういうことにならざるを得ないということなのかどうか。その点をひとつ明確にさせていただきたいということ。

もう1つは、やはり、この際ですね助役、あなたも困っているように、公社の職員がこの

先どうなるのか。簡単に言えば下田市が責任を持って設立して、そしてこの下田市の給与の支給体系に基づいて給与の支給も行われている振興公社職員の行く末というのか、将来あるいは生活というものが不安になるような状態というのは市政執行上避けなければならないと思います。回避しなきゃならない。明確にきちっと今後指定管理者制度になって今までのような、要するに委託という、施設管理という格好のものはなくなると。しかし、あなた方がこういう形で将来にもわたってこの振興公社の職員として働くことができますよというなら、そういうことをきちんとしておやりにならないと、この事業そのものが完結しないと思うんです。助役は助役会等、ほかの自治体も困っているから、そういうのを様子見ながら何とか、みんなも困っているんだからひとついい知恵を出そうと、それも一つの現実的な対応かも知れませんが、それでは実際に働く人は大変なことになるのではないのか。この点はぜひ、自分としては指定管理が始まる平成 18年度当初までにそれらの明確な方針を示して不安を解消するという、こういうことをすべきだと思いますがいかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 特に、振興公社、財団法人としての寄附行為に基づく事業実施、国際交流等々については、これはもう本当に人件費がかかるのみで、先ほどから言ってますように収益がないと。ところが、振興公社の職員は現在 15人、正式の職員は 15人おりました……

〔発言する者あり〕

助役（渡辺 優君） 待ってください。

正規の職員は 15人おりました、平成 18年 4月 1日に 1名退職するものですから、 14人ということになります。そういう職員の配置からして、管理すべき施設がなくなったからといって、この職員をそのまま、言葉悪いんですけども、退職に追い込むことはできないというような中で、やはり、本来の目的である国際交流とか、それから文化振興とか、こういうものはやっていっていただくと、そのかわりそれらに対する人件費は施設管理とは別枠でこれはうちの方からお支払いしますと、これはもう明確に言っております。

それから、将来の職員の行く末、これにつきましては、今言ったように大変私も頭を悩ませているわけですが、今までに経理上ちょっと違いますけれども、一部事務組合の職員、ご承知のように計算センターの職員は下田市で 3人受けておる。また、今後予測されるつくし学園についても、今、民設民営の中で法人化された場合の身分の取り扱いについても議論をしております。そういう中で決してこの 14人の職員をそのまま首にするというか、職を失わせることはあってはならないというふうには強く思っております。そうした中で、

1つの議論としては、これは公社の職員と十分話し合っていくわけでございますけれども、先ほど言ったようなNPO法人でそういう指定管理者の1つとして参画することも視野に入れて少し議論をしましょうという話もしておりますので、なるべく早い時期に明確にしていきたいというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

議長（森 温繁君） いいですか、休憩とりましょうか。番外。

助役（渡辺 優君） 今も答弁をさせていただきましたように、職員の行く末については、なるべく早い時期に明確に当然にこれは公社の職員との協議の中で決めていきたいと思っております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 振興公社に市民文化会館の指定管理をお願いしたいというこういう内容でございますが、代表理事が土屋光雄さん。この振興公社の代表理事はどのような形で選任がされて、どのような経過で進むのか。

それから振興公社についてはご案内のように理事会と評議委員会があると思います。評議委員はそれぞれ担当する課長も当然その評議委員の中に含まれている、こういう組織であるわけです。しかも小林議員が言われたように1億円の出資金を下田市がして、そして下田市にかかわる、ここに記載されています振興事業を行うと、こういう組織になっているわけですので、単なる民間会社やNPOとは違うと、こういう組織だろうと思うわけです。

ですから、そういう意味ではこの持っている内容が指定管理そのものにすっきりした形ではなじまないという形態が1点あるかと思うわけです。

具体的な質問点としましては、そうしますと、この市民文化会館の施設の管理運営の委託料を払うと、そうしますと当然、市民文化会館を使用する方は使用料を払うんだと思うわけです。その払われた使用料はこの指定管理になる前は市に入ると、そのお金は市に入るといいう形になっていますね。今度の場合はこれが振興公社に入るようになるのかどうなのか。振興公社に入るような経理をするのかどうなのかというのが1点質問です。入らなければ、指定管理の形態にするということの意味がないということになるかと思うわけですが、そこがどういう経理をするのか、明らかにしていただきたい。

しかも、そうしますと文化事業等については、振興公社の事務局長が中心になって一定の原案をつくりますが、きちりそれらの事業活動については教育委員会の了承を得ると、教

育委員の議題に当然なるわけです。下田市の文化をどう発展させていこうかなんていうようなことが一公社だけで決定していいということにはならない。当然、教育委員会の委員の皆さんの了承や意見をいただいて実施をする、こういうことになっているわけです。

そういうことからいえば、一事業所に全部それらのものを委託してしまっているのかという問題が当然出てくると。教育委員会はその下田の文化振興事業については一切タッチしませんよ、振興公社にお任せですよと、こういうような形態で市としていいのかと、こういう問題が出てこようかと思えます。そうしますと、当然この中の文化事業等は指定管理から外して別個に振興公社に委託をすると。委託をした部分については、委託主である教育委員会なり下田市がきっちり吟味していくと、こういう形態に一方はなると思うわけです。

しかし、規約そのものは、今言ったような別の委託契約をつくるというぐあいに前回出された指定管理の規約は確かなっていないと、文化の部分も含めて指定管理者に委託をするという形態になっていますので、この議案は全く、そういう意味では出されたものと前回決定しました指定管理の条例とが整合性がないと、もう1度これは検討して出し直していただくという、そういう議案だというぐあいに理解を私にするわけです。いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 全部お答えできるかわかりませんが、一番目の代表理事はどのように決めたかということでございます。当然のことながら、振興公社で人選して、人格、学問等含めまして決めていただいたと思っております。

それから、評議委員につきましては、私今まで入っていなかったものですから、ちょっとわかりかねます。

それから、2番目の使用料が今度は市から公社へ経理が委託されるのではないかとということにつきましては、使用料等、指定管理者の収入となるために、逆に今度は営業努力が図れるのではないかと思います。

それから、教育委員会の文化事業に対して教育委員会の皆さんの了承をこれから得ようになるのではないかとということにつきましては、スケジュール等を見ながら、教育委員にも了承を得ながらやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 振興公社の理事長は理事会で決定をするという、こういう答弁でございました。そうしますと、かつては、石井市長が理事長でありました。石井市長の理事長の

もとに新たな理事の土屋光雄さんが決定をされたと、こういうことでよろしいですか。しかも、先ほど評議委員については答弁がなかったかと思うんですが、課長が入っておられますか、入っておられませんか。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 今まで石井市長が入っておられたんですが、今回辞職いたしまして、新しく文化協会等の土屋光雄さんになられました。それから、評議委員につきましては、今まで担当の課長がなっていました。今回、教育長がやめるに当たりまして、私も評議委員に入れさせていただきました。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） 今の答弁で、先ほど指摘しました、今回出されたこの指定管理者の議案と指定条例とが整合性がないということが明らかになったかと思えます。そう理解しますが、そういう理解でよろしいですか。

議長（森 温繁君） 番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 大変申しわけございませんが、詳しくは委員会の方でご説明申し上げたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（森 温繁君） 暫時休憩します。

午後 1 時 4 0 分休憩

午後 1 時 4 9 分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

生涯学習課長（土屋和夫君） 先ほどの私の理解が違っていましたので、ご訂正させていただきます。

議員のおっしゃる文化振興につきましては、これから配られる募集要項の 7 ページに文化振興に関する業務、地域文化活動の支援、文化情報の提供、発信、文化事業の企画実施、それから管理基準の中に文化振興に関する業務として、1 地域文化活動のための施設の提供に関する事。文化活動に関する情報の提供。発信に関する事。文化活動に関する事業の相談に関する事。文化事業の企画及び実施に関する事。5 その他、市民文化会館設置の目的を達成するために必要な事業として基準の中にはっきりと明記させておるところで

ざいます。

以上です。

議長（森 温繁君） 1 番。

1 番（沢登英信君） そういう意味では教育長及び助役にお尋ねをします。

今の規定でいきますと、振興公社に委託されますと、下田市の文化事業は振興公社にお任せだと、振興公社が結局行政委託といいますか、行政処分を受けたわけですから、教育委員会の行うそれらの問題についてはすべてその責任を持つと、こういうことになるわけですね。今言った振興公社の立てた文化事業は教育委員の議論の対象から外されると、そういうことにもなるかと思いますが、そういうような仕組みで本当にいいのかと。

それから、振興公社について言えば、市長が土屋光雄さんの理事長にかかわろうが、課長が 5 人いた人が 1 人になるろうが、下田市とのかかわりというのは何ら変わっていないと、基金をきっちり出していると。人との関係は変わっておりませんで、むしろそういう意味では振興公社という名前でありますけれども、下田市と実態的には変わらないと、ただいんな意味での市の方は歳入や収益事業を行うことができないので、それらの事業を行うことがきるような公社をつくっていったと、こういう経緯だろうと思うわけです。ですから、それを無理やり現自治法の改正に、あたかも合っているかのような形で振興公社と N P O 法人あるいは民間の会社を同列に置いて考え、措置をしていこうと、ここに大きな矛盾があるんだろうと思うわけです。

下田の文化、スポーツにかかわるような課題は、やはりきっちり教育委員会やスポーツを振興する市の役所のところが指導的な権限を持つことができるような、そういう仕組みにしていかなければならないと思うわけです。そういう意味では、市と何ら変わらないような形の振興公社をきっちり存続させて、そこをより一層発展させていくという、こういう姿勢に立つべきだろうと思うわけです。そして、その効率性というのは、やはり市の直営でやるよりも振興公社で担っていただいた方が効率的な仕組みとして、制度上のものがあると、それをフルに活用すれば、実現できると、こういうところの比較をしてですね、公社に委託をするのが管理者に任命するのが妥当かどうかを、そういう判断をすべきであって、一般の民間利益団体と同列に並べて議論をするような課題ではないと。ここの見解が全く助役や教育長の中に欠落していて、自治法の改正のみの形式的なものに合わせようというところが、実態と全く合わない、こういう結論を導き出しておるのではないかと思うわけです。そういうような点での見解を再度お尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高 橋正史君） 下田市の教育委員会の使命として学校教育、社会教育、生涯学習、その他いわゆる文化事業とかスポーツ振興事業といいますが活動というような形が当然大きな役割だというふうに思います。その全般的なことについての市のいわゆる文化振興、スポーツ振興についての全般的には教育委員会がやっぱりやるべきだと。ただ、その一部分としての振興公社なり、文化会館の事業というような形の中はその一部であると、こういうように思います。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） 振興公社と下田市の関係でございますが、これは先ほど来言っておりますように、やはり設立の経過からして、振興公社は普通の民間の会社とは違うということとは十分認識をしておりますして、そのために大変苦慮しているということをお先ほど来述べさせていただいているところでございます。

そういうことで、沢登議員もご承知のように下田市と振興公社の関係は1億円の財産、出資等も含めて深い関係にあるということは十分承知をしております。ただ、新しい制度ができて、やはり、その制度の施行に基づく、目的に沿って、振興公社においても努力をしてもらいたいという気持ちの中でいろいろ議論をし、新しい制度に早くなじむような形、そういうもので議論をしているところでございますので、2年間という暫定ではありますけれども、その中で振興公社においても制度の趣旨を十分に感じていただいて、がんばっていただきたい、そういう思いで今までも話し合い、今回の上程でございます。

議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

5 番。

5 番（鈴木 敬君） 今までの皆さんの各議員のご質問とか当局の答弁を聞いていて、ますますもってわからなくなってきたんですけれども、手続条例をつくりましたよね。あの中に公募によらない指定管理者においても申請書を提出しなさいと、申請書は内容としては管理を行う施設の事業計画書、管理にかかわる収支計画書、当該団体等の経営状況を説明する書類、これを出しなさいと、その中で、当然こういうふうな事業をやりますよというふうなことを出すと思うんです。当然それで数字的な裏付けがあって、こういうふうに私たちがこれからやれば、今までの振興公社が管理委託していたのと違ってさらにこれだけ収支も改善されていきますよというふうな計画書を出すんだと書いてあると理解しているんですけれども、それに基づいて市の方が選定するわけですが、選定の基準によって、第4条において

住民の平等な利用が確保されること。前第2条の事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。(3)で前条第2条の事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、また、確保できる見込みがあること。第4とありますけれども、さらに解説で、本条各号に基づいて、施設ごとにその機能、性質等を勘案し、さらに具体的な選定基準、審査項目を定めるものとする、というふうに書いてあります。ですから、具体的にその文化会館なら文化会館をどのようなものとして使っていくのかということをして市がきっちりつくりまして、それに合った形での管理者の事業計画というものを選定していけば、今までの議論のところは、大概のところはカバーされるのではないのかなというふうに、僕は理解しているんですけども、そこら辺のところ、ちょっと議論すればするほど何か袋小路に入っていくような、迷路に入っていくような感じもしていきんですけども、そこら辺のところ、僕の理解が単純すぎるのかどうか、当局のお考えをお聞きしたいんですけども。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） ただいまのご質問の中で、特に手続条例の関係で第3条の指定の申請先を先ほど私答弁させていただきました。それが、事業計画書なり、収支計画書なり、それぞれの事業のそういう意味で言えば、参加申請をした団体 といたしましてどのような計画を持ってどのような収支計画を持ってやっていくんだよと。内容についてはこういう事業をやるんだよというような申請をいただきまして、それを選定委員会で審査して決定するというのが手続上のルールといたしますが、流れになります。

で、今議員がおっしゃるように、その過程におきましては申請をする段階におきまして、先ほど生涯学習課長からご答弁申し上げましたが、いわゆる選定の要綱なり基準が示されており、それに沿って申請をしていただくことになるわけでございますが、先ほど申し上げたとおり、要綱なり基準の中に、今議論となっております文化の振興等の事業についても特別に振興公社については事業をやっていただきたいという項目で、別項目として記載をさせていただいているところであります。これは、申しわけございません、議論の中で資料がお手元にないので、わかりにくい点があるかと思いますが、今、資料、作成中です。部数が多くてなかなか取りまとめができない状態ですので、出来次第お手元に要綱なりまた基準を示させていただきたいとこのように思っています。

議長（森 温繁君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 指定管理者制度の精神 というのはあくまでも、その施設がより施設の

目的に沿ってより活発に運営されていく、その中でなおかつ経営状態、収支が改善されていくというふうなことが指定管理者制度の趣旨だと思うんですけども、いろいろ話を聞くと、指定管理者制度というのはなかなか一筋縄ではいかないような、かえっているんな面でいろんな経費が多くなっちゃって、例えば消費税が別途いるようになった、今まで市が振興公社に委託してれば契約書の中では消費税というのは発生していなかったんだけど、これが指定管理者制度になると消費税の5%も発生してくるんだとか、思わぬ経費が出てくるとかいうことも聞きます。そこら辺のこともある程度どういうふうな実体なのか、市の方から明らかにさせていってほしいなと思います。

それと、次に、このままでは振興公社2年間何とかやっていくとしても、このままの状態では振興公社がずっとやってくれるとは僕は思いません。いずれ、振興公社自身が組織を変えていく、あるいは民間化していく、あるいはNPO化していくというような中でしか、振興公社自体に生き延びる道がないのではないかと考えております。2年間はあくまでも猶予期間です。

昨日の市長の答弁でもありましたように、あずさ山の家も本当に市の担当者が危機感を持ってやっていったら何とか収支改善の方向が出てきたというふうなことがありました。本当にこの2年間危機感を持って振興公社をどうするのかというふうなことをやっていかないと、この2年間は今公募してもし振興公社が公募から外れた場合の身分保障はどうなるかというふうな心配ごとはあったと思いますけれども、2年後には待たなして、むしろ民間化して、市の施設以外にも民間的な事業にも入っていけるぐらいの、そのぐらいのことも視野に入れながら、とにかく振興公社自体を変えていかなきゃ生き延びていけないんじゃないかというふうに思います。そこら辺のところのどういうふうに具体的にその2年間、期間だけではいけませんので、そこら辺のプログラムをつくらなければいけないと思うんですが、そこら辺のところ市はどのようにお考えかお聞きします。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） この指定管理者制度、たまたま下田市の経営戦略会議のアドバイザーをお願いをしております。三野講師、この方は、いろいろ、ご承知のように指定管理者制度に対しましての見解、本等々で公表をしております。この方ともいろいろ話をしているんですが、その方本人が、「いやあ、指定管理者制度、もっとスムーズにいくと思ったけど、大変いろんな問題があるな」と、「思ったより経費の削減に至らないな」というようなコメントも出してございまして、私も「ああ、三野先生が言われるのは何かあれだなあ」なんて冗談に言っ

たことがあるんですけども、確かに敬議員が言われるように、新たに指定管理者制度になりますと、消費税もかかってくるというようなことで、いろいろ候補者との議論の中で「消費税だけは新たな制度の中で余分にかかってもしょうがないじゃないか」というような議論もしたんですが、いやこれじゃあやはり、先ほど来言ってますように、指定管理者制度の目的からして少なくとも前年よりも経費節減が図れるようなということで、この消費税までも入れた経費の積算でいろいろ議論をしてきた経過がございます。

そういうようなことで、まだ、1つうちの方は前年やってますけれども、本格的な制度に基づく指定管理者制度の導入ということは言うなればほぼ初めてのことでございまして、試行錯誤しているのは事実であります。これから2年間ありますので、振興公社の存在も含めてじっくり議論をし、だれが見ても適正な方針になったというような形にもっていきたい、またいかせていただきたいというふうに思っております。

2点目のNPO化につきましても今の私の気持ちでご理解いただけたと思います。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 89号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 6分休憩

午後 2時16分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第90号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第90号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

健康福祉課長（糸賀秀穂君） それでは、議第90号 下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の9ページをお開き願います。

議案の題名は下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定についてでございまして、地

方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により、公の施設に対する指定管理者を指定させていただくものでございます。なお、地方自治法第 24 条の 2 第 6 項は普通地方公共団体は指定管理者の指定をしようとするときはあらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというものでございます。

提案理由は下田市高齢者生きがいプラザの管理運営を指定管理者に行わせるためでございます。

記 1 の指定管理者を指定する公の施設の名称、下田市高齢者生きがいプラザでございます。記 2 の指定管理者となる団体の名称は財団法人下田市振興公社でございます。

3 の指定の期間は平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間とするものでございます。

指定に至りました経過概要につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきます。

お手数ですが、説明資料の 12 ページ、13 ページをお開き願います。

1 の施設の概要ですが、名称は下田市高齢者生きがいプラザ。所在地は下田市敷根 76 番地で、完成年月は平成 13 年 1 月。建物面積は 191.72 平方メートルで、構造は木造平家建てとなっております。

2 の指定団体の概要につきましては、先ほどの議第 89 号 下田市民文化会館指定管理者の指定についての説明内容と重複いたしますので、省略させていただきます。3 の施設管理及び運営の提案趣旨でございますが、まず、管理運営を指定管理者が代行するに当たりまして、経営方針に関する留意事項ですが、1 つには社会状況の変化とか市民ニーズ等に素早く対応でき、柔軟で弾力的な運営を行うことの可能性が高く、また、民間組織の利点を生かした総合的、横断的な運営を推進することができるということの判断でございます。

2 つ目は、高齢者の生きがいと健康増進及び障害者の福祉の向上を図るための生きがいづくりの場を提供し、地域の高齢者や障害者の憩いの場として活用するという、施設の設立趣旨に合致した管理運営が行政直営と比較してより効率的、効果的に推進できるということがございます。

(2) の安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みの観点からは、まず、防犯上の安全点検、犯罪発生時の対策のマニュアル化など、危機管理体制を確立して利用者の安全確保に努めること。施設管理に必要な有資格者の配置。施設設備の異常、不具合等の早期発見により管理コスト等の軽減が見込まれ、また、チェック表を活用して日常点検、定期

点検の的確性を図り、より一層の適正管理が期待できるものでございます。

指定管理者導入の目的の1つでございます(3)のサービスを向上させるための方策につきましては、良質なサービスの提供について、スタッフ研修を充実させ、質の高い事業の提供と一貫性を持ったサービスの提供が見込めるものでございます。

(4)の利用者等の要望の把握と実現策につきましては、市民アンケートの実施、ホームページの活用による対応等を図り、また、(5)の利用者のトラブルの未然防止と対処方法につきましては、迅速な対応とトラブルの原因追求を必ず行い、細密な分析等による再発防止の徹底、苦情処理窓口機能の強化を図ることで解消していくというふうなものです。

また、必ず報告書を作成し、トラブルの要因をなくしていくということを徹底させることといたします。

また、地域との連携や他施設との連携等につきましては、積極的に地域の行事に参加することを含めまして、施設の情報を地域へタイムリーに発信することを通して開かれた施設づくりの推進と老人クラブなど関係団体との連携を密にし、また、他施設との連携等による利用の促進を図るなど、民間ならではの弾力的な取り組みが可能となるものでございます。

(7)の財団法人下田市振興公社が指定管理者の指定を申請した理由につきましては、以上、ご説明申し上げましたことを誠実かつ確実に履行できる法人組織として、施設の管理運営に長年の実績を積み上げ、また、卓抜したノウハウを蓄積しておりまして、指定管理者に指定されることによって、民間発想の視点を働かせ、効率化への創意工夫により具体的取り組みを推進し、利用者、住民本位の低コストで質の高いサービス提供が実現可能と断言できるということから、指定管理者として適切であると判断させていただいたものでございます。

4の指定管理料につきましては、平成16年度の高齢者生きがいプラザの施設管理に係る下田市振興公社に対する委託料決算額は95万2,999円でした。また、本年度の委託料は99万3,000円の予算計上となっております。しかしながら、この金額の中には振興公社運営の特徴的な形態といたしまして、各種施設管理に係る包括的な人事管理というシステムの面から、人件費相当額は含まれておりません。したがって、今回提案させていただいております下田市高齢者生きがいプラザ指定管理者の指定につきまして、ご承認いただきました際には、事業費や物件費に加え人件費相当額を算定した上で改めて議会のご審議をいただきまして、各年度協定を締結していきたいというふうなことでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 90号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議第 9 1 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 91号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

観光商工課長（藤井恵司君） 議第 91号 下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてをご説明いたします。

これは地方自治法第 24条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

1 としまして、指定管理者を指定する公の施設の名称は下田市民スポーツセンターであります。

2 として、指定管理者となる団体の名称は財団法人下田市振興公社であります。

3 番、指定の期間は平成 18年 4 月 1 日から平成 20年 3 月 31日までの 2 カ年でございます。提案理由としましては、下田市民スポーツセンターの管理運営を指定管理者に行わせるためということでございます。

それでは、説明資料によって少し説明を細かくさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

大きな 1 として、施設の概要ですが、施設の名称は下田市民スポーツセンター。

所在地は下田市敷根 76番地です。

(3)の施設の規模等ですが、完成年月が平成 6 年 9 月。建物面積が 1,221.42平方メートル。構造は鉄筋コンクリートづくり（一部鉄骨づくり）平家建てであります。

指定団体の概要は、指定団体は財団法人下田市振興公社でありますので、省略させていただきます。

大きな 3 番で、施設管理及び運営の提案要旨ですが、ほとんど生きがいプラザと似て あり

ますので、主な部分ですけれども。

(1)の管理運営を行うに当たっての経営方針についてですが、社会状況の変化や市民ニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた総合的・横断的な運営を推進するということでございます。

飛んで、(3)サービスを向上させるための方策として、専門業種に精通したスタッフと、スタッフ研修の実施によって質の高い事業の提供をする。それから、すべての業務に精通したスタッフを配属することで一貫性を持ったサービスを提供する。

15ページをお願いいたします。

飛んで、(6)地域との連携、他施設との連携等についてですけれども、積極的に地域の行事に参加することを含め、施設の情報を地域へ発信することを通し、開かれた施設づくりを推進する。地区公共的団体等との連絡を密にし、他施設の利用の促進を図る。

(7)として、指定管理者の指定を申請した理由ですが、長年の実績とノウハウは今まで施設管理を行ってきた公社に蓄積された貴重な財産です。そこに民間発想のマーケットの視点や効率化への工夫などを加え、市民に対してどこよりもよいサービスが提供できるものと思います。

それから、指定管理料 についてですけれども、平成 16年度の施設委託料決算額は 619万2,501円でありました。平成 18年度、19年度については今回の提案に基づき各年度の金額及び支払い方法の年度協定を結び決定するものであります。ちなみに、平成 17年度の予算では597万2,000円となっております。

以上、雑駁ですが、下田市民スポーツセンター指定管理者の指定についてのご説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 91号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議第 9 2 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 92号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

農林水産課長（金崎洋一君） それでは、議題意 92号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを説明させていただきます。

地方自治法第 24 条の 2 第 6 項の規定により指定管理者を指定するものでございます。

1 としまして、指定管理者を指定する公の施設の名称、加増野ポーレポーレ。

2 指定管理者となる団体の名称、加増野区。

3 指定の期間、平成 18 年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までの 3 年間といたします。

提案理由としましては、加増野ポーレポーレの管理運営を指定管理者に行わせるためというものでございます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の 16 ページをお開きいただきたいと思います。

1 施設の概要でございます。

(1) としまして施設の名称、加増野ポーレポーレ。

(2) 所在地、下田市加増野 48 番地の 3

(3) 施設の規模等です。

アとしまして完成年月平成 1 年 4 月。

イとしまして建物の面積でございますが 197.08 平米。

ウとしまして構造、木造平家建てとなっております。

2 としまして、指定団体の概要でございます。

(1) 団体名、加増野区。

(2) 設立年月日、これは不明でございます。

(3) 主たる事務所、下田市加増野

(4) 代表者、加増野区長 小林武司さんでいらっしゃいます。

(5) 実施する事業でございますが、加増野区による加増野ポーレポーレの維持管理。行政連絡、区民の親睦となっております。

3 といたしまして、施設管理及び運営の提案要旨でございます。

(1) 管理運営に当たっての経営方針でございますが、平成 1 年 4 月より農産物処理加工施設の事業を中心に体験メニューの企画や立案事業を行い、飲食、物販等の事業を展開してまいりました。今後も地域とのつながりを重視する中で、施設のさらなる有効活用、施設の開設

趣旨に沿った自主事業を企画運営し、より適正な管理運営を行っていくとするものでございます。

(2)としまして、安全・安心面から管理運営の具体策など特徴的な取り組みについてでございますが、施設開設当初より地元加増野区が管理運営を行ってきております。施設は地域に密着した施設であり、この施設の継続的な管理運営が地域振興に直結することでもあり、地域住民の協力態勢のもとで、活動の輪を広げてきました。

(3)サービス向上のための方策としましては、利用者に清潔感を与える施設を目指し、室内外の清掃や施設周辺の環境美化を進め、体験メニューのさらなる拡充を図り、利用者のニーズにこたえていくというものでございます。

それから、飛びまして(6)の地域の他施設との連携でございますが、地域住民との連携のもと、草刈りあるいは清掃等、周辺環境の美化に努めるとともに、地場産品販売施設との連携を図り、加工生製品の販売促進及びつくし学園児童生徒との体験交流の促進を図るというものでございます。

それから(7)の指定管理者の申請の理由でございますが、遊休農地の解消、地域の活性化、山村との交流を目的とし、安全・安心へのこだわりを追求し、手づくりの喜びと昔なつかしの味を楽しめる加工所としていくというものでございます。

大きい4で、指定管理料についてでございますが、施設の開設以来、施設管理料はゼロ円で推移してまいった経過を踏まえ、また、今回のゼロ提案に基づき、各年度の金額及び支払い方法を年度協定で決定するものでございます。

以上、雑駁でございますが、議第 92号 加増野ポーレポーレの指定管理者の指定についてを説明させていただきました。よろしくご審議をお願いします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） ポーレポーレの指定管理者に当たりまして、今後有料になるのか、有料というか指定管理料を出すようになるのかどうか、この点1点お尋ねします。

2点目は、参考までに、指定管理者との契約に当たって権利能力のない団体との契約ということが問題はないのかどうか。この2点をお尋ねします。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 取り決めの中では、特別な事情が生じた場合には管理料の見

直しがあるという規定が入ってございます。また、地元区ということでありませけれども、今回の指定管理者の対象とならないものは個人以外ですね、任意団体でも可能であるということでしたので、これは問題ございません。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） そうしますと、この指定管理者制度を導入することによって、今後ポーレポーレについては指定管理料を何らかの形で出さなきゃならないという事態もあると、こういうように理解していいでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 特別な事情という事情をまた協議いたしまして、その結果に基づいてあり得ることも出てくるだろうと、こういう考え方です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） その特別な事情というのを、ちょっとそういうあいまいな契約というのが、やっぱりなかなか我々なじまないんじゃないかと思うんですが、特別な事情というのはどういうことでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 規定の上で具体的に想定があって、これが生じた場合には払うよということが具体的にはないわけですが、今想定されない部分が生じた場合ということでは理解しております。

議長（森 温繁君） 2番。

2番（土屋 忍君） 16ページの3の(2)の下の辺に書いてあるんですけども、人件費について調整を行い、収支において赤字が出ないよう区民の協力により管理運営がなされてきたということですが、実際にポーレポーレについては、加増野区が受けるという意思があるということですので、この何とかやっていくということなんでしょうけれども、今までは厳しいという状況なのか、十分これならグッドであるということなのか、今までの歴史においてどうであったかということですね。

もう1点、これも含めると6件の説明がこの後も含めてあるわけですが、下田市全体の6件の全部の人件費も含めた経費をこれからバラバラにして、人件費なども入ってくるでしょうし、先ほど説明がありましたように、消費税も加わるんだというふうな話もありましたけれども、これが本当に経費の節減になるのかどうかということについて、全体で今回やった場合、6カ所の施設をですね。その辺、やみくもとというわけじゃないでしょうか

ら、いろいろと当然資料とかがあって、ある話だと思いますけれども、その辺は代表して課長にお願いしたいんですけれども。

議長（森 温繁君） 番外。

農林水産課長（金崎洋一君） 全体を代表してというわけにはいかないと思いますので、加増野区の今日までの経過ということについては、それは十分な、例えば1人当たり人件費が払われてきたかという、十分という段階には至ってないと認識しております。ただ、当初発足したときに比べまして、相当単価的には上がってきておりますと報告を受けております。

以上です。

議長（森 温繁君） 番外。

総務課長（土屋徳幸君） そういった意味では、ポーレポーレのところでのご質問でございますが、多分2番議員のおっしゃっているのは、今回上程させていただいております6施設全体の中でのトータル的な経費の部分での対前年対比と言いますか、決算対比と言いますか、そういったことのバランスはどうなのかというところの資料を提示されたいという意味だと思います。

いずれにしても、6施設の中でもハリスの足湯と今回のポーレポーレについては特別な事情があってそういう形になっております。基本的には残りの4施設がそういった意味では振興公社に管理を指定管理者としてお願いすることになりますので、その振興公社の部分の各施設ごとに見た場合に、今までの経費からした委託料に対して、今度の管理経費がどう推移しているのかということだと思います。

その辺も含めまして先般の伊藤議員の方から収支のデータを示せというお話がございましたので、それとほぼ同じ形だと思いますが、そういう形での資料を提示させていただきたいと、このように思っております。

議長（森 温繁君） 2番、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

13番。

13番（大黒孝行君） 1点、この間の一般質問でも申し上げましたが、食育等の今後を見ますときに、体験型の施設として市が関与、積極的に戦略的にその利用を促進しなければならない、そういう立場にある施設だと思いますが、その辺の議論というのは、今後にどのようなあれを持たれるかお聞かせください。

議長（森 温繁君） 番外。

助役（渡辺 優君） この加増野ポーレポーレにつきましては、区を代表しまして、昔の婦人会の方々ですか、そういう方々とのヒアリングを十分時間をかけて行った中で、実際のところ今いう食育、地場産品を中心に提供していきたいという思いの中で、経営的にも大変厳しいと、何とか市の補助金をという依頼もあったんですけども、せっかく今までがんばってきたんだからこのままぜひ管理料ゼロでがんばっていただきたいというお願いをして、理解をいただいて、今回上程をしたものでございますけれども、ぜひ、この施設につきましては、他の施設とはちょっと違った、いうなれば山の家と同じような地域振興も含めた公の施設でございまして、食育を含めまして、ぜひ、直接、間接的に市も応援をしていきたい、そのように思っております。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 92号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議第 93号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 93号 下田市都市公園指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第 93号についてのご説明を申し上げます。

議案件名簿の 12ページをお開き願います。

議第 93号 下田市都市公園指定管理者の指定について。下田市都市公園の指定管理者を指定したいため、地方自治法第 24条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- 1 指定管理者を指定する公の施設の名称は、敷根公園でございます。
- 2 指定管理者となる団体の名称は、財団法人下田市振興公社でございます。
- 3 指定の期間は平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日までの 2年間でございます。

提案理由は下田市都市公園条例第 16条の規定に基づき、敷根公園の管理運営を行わせるためでございます。

それでは、提案の内容につきましては、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。

きますので、資料の 18、19ページをお開きください。

参考資料の中で 1 の施設の概要ですが、昭和 5 年度災害復旧事業 2 級河川稻生沢川激甚災害特別対策事業の残土処理場として取得し使用された土地を、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災強化地域の指定を受け、予想される大規模地震の被害から市民の生命、財産を守るため、広域避難地を兼ねた都市公園として整備し、市民の憩いの場、レクリエーション活動の拠点として、また健康増進を図る目的で建設された敷根公園でございます。所在地は下田市敷根 75 番地が代表地番でございます。

施設の規模でございますが、昭和 6 年 6 月から供用が開始されており、敷地面積は 1 万 8,616 平方メートルでございます。

2 の指定団体の概要につきましては、議第 89 号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

3 の施設管理及び運営の提案要旨といたしまして、(1)社会状況の変化や市民ニーズ等に素早く対応できる柔軟で弾力的な運営を行うとともに、枠組みを超えた総合的・横断的な運営を行います。

(2)有資格者による的確な施設管理、設備の異常の早期発見によりコストダウンにつながる管理、有資格者の管理により利用者の事故防止、訓練、研修による緊急処置、養成目的に基づき安心・信頼の期待にこたえる運営を行います。

(3)すべての業務をこなす職員により一環したサービスを提供するとともに、専門業種に精通した職員により質の高い事業の提供を行います。

(4)利用者会議、アンケート、目安箱、ホームページ等により、利用者の意向を把握し、要望、内容評価、計画立案、実施のサイクルにより利用者の要望の実現を図ります。

(5)施設の目的や使用方法、規則を利用者に PR し、条例等だけでは判断できないような事項については利用者会議などを通じ、市民の意見を反映しながら調整を図り、接客マナーの徹底を行います。また、マニュアルの作成や事前の打ち合わせによりトラブル、クレーム処理に敏速に対応し、指示系統を明確にし、再発を防止します。

(6)他の公共施設と連携を図るとともに、施設利用者が主催するイベントに協力し、利用者との連携を図り、相互利用の促進を図ります。「かいらん」「広報しもだ」を活用し、施設の PR を行うとともに、スポーツ合宿等の誘致により観光産業の活性化を図るものでございます。

以上の施設管理及び運営の方針を実現するに当たり、長年にわたる施設管理により蓄積さ

れた実績とノウハウを持つ振興公社に民間の発想のマーケットの視点や効率化への工夫などを加えることにより、市民に対して質の高いサービスが提供できる団体であると判断し、指定管理者として指定するものでございます。

4 指定管理料についてですが、平成 16年度の施設管理委託料決算額は有料公園施設管理料 2,91万 9,958円、都市公園施設管理料 394万 3,422円、合わせて 3,306万 3,380円でありました。なお、この額には人件費は含まれておりません。

平成 18年度、平成 19年度につきましては、今回の提案に基づき、各年度の金額及び支払方法の年度協定を結び決定するものでございます。

以上、雑駁ですけれども、議第 93号 下田市都市公園指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7 番。

7 番（中村 明君） ちょうどこの際ですから、この公園の使用勝手についてお願いがあります。

ここに、(2)番の で利用者の事故防止ということが掲げてありまして、またその ほか、学校、地域住民、NPO、ボランティア団体が主催するイベントに積極的に取り組むということが書いてありますけれども、私、その近くに住んでおりまして、このいろいろな行事あるいは学校等による競技によりまして、あそこの敷根の通行が非常に困難な状態になります。両サイドに乗用車、バスが駐車しており、車 1 台が通るのがやっとという状態があります。近くにスポーツセンターがあり、また中学校があるんですけれども、中学校の方もその時に駐車場として開放してもらえれば、道が広く使って事故も起こりにくい状態になると思うのであります。で、そこの使ってる団体の方がその通行の妨げにならないように交通整理をしているかといいますと、全然しておりません。今後、ここの指定管理者として振興公社が受けるのであれば、その辺の事故も懸念されますので、振興公社の方が道路上に出て車の交通整理を行うとか、その辺のことも考えてもらいたいと思います。

以上でございます。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） ただいまのご質問だか、ご要望でございますけれども、今の路駐につきましては、公社の方あるいはイベントを主催する団体等とその辺は利用者会議等もご

ございますので、その辺についてはその中で協議させていただきたいと思っております。

議長（森 温繁君） 7番。

7番（中村 明君） それで、教育長、中学校の方の開放というのはできるんですか。駐車場として。

議長（森 温繁君） 番外。

教育長（高橋正史君） 不可能ということはありませんけれども、ただ、中学校の駐車場もはっきりはいっぱいなときに、それで運動場というようなことは部活動というのがありますので、でも、できるだけ開放という形についてのあれはやぶさかでないと思います。

議長（森 温繁君） 7番。

7番（中村 明君） 一度、市の方も当然何度かそういう催事で出かけた方もいらっしゃると思うんですけども、競技の種目にもよるんでしょうけれども、非常に通行が困難で、私2度ほど警察に電話して取り締まりをやってくれということを言っております。車と車が行き交いせんから。その辺よろしく願いいたします。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（小林弘次君） これまで、振興公社が有料部分ではなくて、東西本郷にあります公園、あるいは城山公園というんですか下田公園、あるいは駅前広場等関連して委託を受けてこの維持管理に当たってきたと思うのです。今回の指定管理は有料都市公園の中の有料公園部分のみで、他の、要するに都市公園というものは指定管理に入っていないと思いますが、これはそのとおりでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 今回の指定管理者の指定につきましては、敷根公園、これは有料施設と周りの何というのですか、遊歩……、まああるということですね。あれについては今回指定の方に入っております。それとあと残りの都市公園、下田公園、東西本郷公園等の都市公園につきましてはこれから市の方の直営で管理をしていくと、それから駅前広場の方もそういうことで直営といいますか、やる予定であります。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） そこで、恐らくまず、今回の指定管理者制度になりまして使用料等が指定管理者である振興公社に収入として入るわけでございますが、都市公園といっても、敷根公園有料公園といっても、例えば市民やあるいはその他の使用団体が利用を受け付ける

場所もそこにはないと思うんです。したがって、利用の方法が、これを管理するに当たって、なかなかちょっと他の施設と違って、自然公物のような感じに近いわけですから、まあ公の施設といっても営造物とは違ってですね、むしろ自然公物に近いものでありまして、この辺の管理を従来はどうされていたのか。簡単に言うと、料金を支払ったり何かするのはどこでするのか、あるいは使用の申請を今後どこでやるのか、この点がまず第1点。

もう1点は、あそこの管理に当たってそういう一種の公権力の行使にかかわるような管理と、もう1つは純粹にあの辺の清掃をしたり周辺の植え込み等々の整備をしたりという2つの形があると思うんですよ。むしろ周辺の植え込みや何かの除草であるとか、あるいは刈り込み等からするならば、他の都市公園との連携を踏まえた今までと同じような管理形態の方がより有効的で合理的ではないのかというふうに思うわけなんです。簡単に言うと、一定のスタッフが今日は有料公園の敷根の刈り込みをすると、それを1週間ぐらいやって終わると。そしたら、その人たちは東西本郷に行って、一定の施設整備を行う、要するに刈り込みや除草等々を行う。また、城山公園の整備を行うと、こういう点ではすごく連携のとれた、場合によっては駅前広場の整備にも従うという、こういう、極めて連携のとれた合理的な都市公園の運営が行われてきたと思うんですよ。今回、無理に都市公園の有料部分だけ指定管理者にするというやつは……

〔発言する者あり〕

10番(小林弘次君) 何かあれですか、何かあったら、静かにしてくださいよ。なければいいですか。議長、静かにしてますか。

議長(森 温繁君) 雑音を入れないように。続けてください。

10番(小林弘次君) だめですか、発言は。許可を受けてやってるけれども。だめですか。

議長(森 温繁君) 続けてください。

10番(小林弘次君) そうですか、わかりました。

その、それらの連携はどういうふうな格好になるのですか。まあちょっと茶々が入ったからおもしろくないけれども。ふざけるんじゃないよ、議会は。

議長(森 温繁君) いいですか。番外。

建設課長(宮本邦夫君) 使用申請あるいは料金の支払いについては、今の敷根のプールの方のところでいただくような格好、申請の方もそこで手続していただくような格好になります。それは今までと同じでやってきております。

それと、周辺整備といえますか、植え込みあるいは草刈り等、今までと同じようにした方

がという、そういった連携のとれた、今までは敷根公園も含めまして都市公園の委託を公社の方に、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、平成16年度で30何万ですか、その中で敷根公園も入ってありました。今回につきましては、その敷根公園一帯、全部ですね、有料も無料も含めて指定管理者の公社の方に委託すると。といいますのは、これは前回のときにもちょっと説明させていただいたと思うんですけども、中の駐車場のところだとか、あるいは浄化槽だとか、そういったものを全部今回一緒の中で管理運営をしていただきたい。実はそうなりますと、例えば無料の方の敷根のトイレとか、そういったものも分けなきゃならないと、有料と指定管理のする方と、そういうことがありますものですから、今回は敷根公園一帯を指定管理者の方で指定させていただくというような格好で今回提案させていただきました。

以上です。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 自分の言ってるのは、そういうやり方がむしろ現行の振興公社のスタッフで有料公園も含めて都市公園全体の管理を、要するに指定管理者にするとかしないとかじゃあなくて、そういう管理を進めることの方が有効性があるのではないのかと、こういうことを言っているわけです。どんなものですか、そういう点は。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 今まで、公園の管理の方ですね、職員が1人行っております。今回、有料施設と無料施設といいますか、無料の都市公園というぐあいに2つに分けなきゃならなかったと。その中で1人の職員については今回全部の公園を見てもらいましょうと、その中でもう1つ今論議しているのが爪木の保健休養林ですか、それだとか、あるいは寝姿の方も含めてですね、これは1つの施設係員とか何とか一つのそういうものを設けて、その中で都市公園を含めた管理もやっていただけないかというようなことも今議論しているところでございます。

そういうことで、今の人員の中で、1人は敷根公園の方に来ます。その中で敷根公園の有料施設の方のスタッフと連携をとりながら、その敷根公園全体を管理していくというようなことで、今考えております。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 今、小林議員が指摘した公園全体の管理の件は、その方が合理的であ

るので、振興公社に全体を管理するというような方向にもっていった経緯があるわけです。それを考えるからにはやはりきっちりしたそれよりもこういうぐあいに、より一層効率的であるというような説明がない限り、なかなかただ単に法の改正があったから自らの合理性を投げ捨てて、この法の改正に指定管理の制度に合わせただけであるという形態では、僕はなかなかまずいんじゃないかと、この点はありませんので、意見として結構ですが。

この有料施設の中のプールにファーストという水泳の団体があるかと思います。これは既にプールの中に事務所まで設けて営業していると、こういう形態になっていようかと思えます。現時点の中でのこの指定管理の制度と、そういう業者との関係はどうなるのかと、具体的に言えば、この指定管理を受けた公社がどんどんそういう事業者を自分の施設に引き入れて、あるいはテニスをするにしてもテニスのそういう有料の団体に振興公社の方で利益を上げるために実施していいと、こういうことになるのかという点でございます。どのように整理して考えられているのかお尋ねしたいと思います。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 今回、指定管理者として公社を指定した以上は公社の方も要するに自主事業の中の収入がございますので、その中でやはりファーストといいますが、そういった今既存のありますスイミングスクールですか、そういったものと競争しながら自主事業の中で収入を上げていただきたいというようなことは考えております。

その中でもやはり今回のこの指定管理者になるについて、公社自体もそういう自主事業を上げて、あとは自主事業のほかに、高齢者の健康促進、病気予防ですか、そういったものを含めて公社の方もいろいろ今考えております。そういうような中で、1つは競争になるかと思えますけれども、自主事業の中でそういう収入面の方も上げていくというような格好で今進めております。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） 具体的に言えば、ファーストと似たような会社といいますが事業を進めているところはあるわけですね。そうしますと、自分もやりたいよと、ぜひプールの中に事務所を設けさせてくれと、ファーストと申し出た人の違いというのはどこにあるんだと。ファーストがいることを条件にして、この指定管理を進めるのか。それとも、そういうものは市として一応全部断って、指定管理のこの振興公社のみにとりあえずさらにして委託をして、それから公社自身がどういう事業団体を、その施設の中に入れるかということを決めるようなことになるのかどうなのか、そういうことも含めて聞いているんですけどもいか

がですか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） このファーストにつきましては、当初の設立のときに最初から1回やらせたというようなことで、沢登議員のときにも公社のときにもいろいろご苦労なされたと思うんですけども、この団体については今のところ今後も協議してまいりますけれども、一応、この中でスイミングスクールですか、そういった人たちの募集もかけておりますし、これ年契約なんかでやっているということも聞いてますものですから、今後、このファーストにつきましてはの取り扱いについては、私と公社といろいろ協議しながらやっていきたいなというふうに考えております。ただ、今ここで断るのかどうなのかというのは、ここでは答弁できませんものですから、その辺また4月までにその辺はつきりしまして、またお答えしたいというふうに思っております。

議長（森 温繁君） 1番。

1番（沢登英信君） わかりました。

そういう意味では指定管理していく大きな問題の1つになると思いますし、きちり対応していただきたいと。そして、その姿勢によっては当然ファーストだけではなくて、いろんな団体が当然その利権といいますか、やらせてほしいという可能性というのはあると思うわけですから、間違いないような対応を、そういうものが公の施設でどんどん広げていっていいのかというような問題も出てきますし、対応していただきたいと思います。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

15番。

15番（土屋誠司君） プールの屋上というか、駐車場というか、あそこは駐車場ですか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） あれは駐車場としてではなく、やはり防災関係のことがありますものですから、その方で取り扱っているつもりであります。

議長（森 温繁君） 15番。

15番（土屋誠司君） あそこは確か昔聞いたときには強度がないから駐車場としてではなくて臨時的に車をとめるにはいいけど駐車場としては不可能だということを聞いたんですけどもね、今恒常的に駐車場になってますよね。どうせ駐車場になって耐えられるのであったら、職員等の駐車場ではなくて利用者の駐車場にすべきだと思うんですけども、その辺についていかがですか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） ちょっとその職員の駐車場ということですが、今のご質問につきまして、公社の方ともう1回協議しまして、耐えられるものであれば一般客の駐車場と、利用できるようにまたこれ協議したいと思います。

議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 93号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 7分休憩

午後 3時 17分再開

議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第 94号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第 94号 市道の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

建設課長（宮本邦夫君） それでは、議第 94号についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案案件名簿の 13ページと、条例改正関係等説明資料の 2ページをあわせてご覧願います。

議第 94号 市道の認定について。

下記の路線を市道に認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は廃止した旧市道臨港第 2 号線の一部を市道に認定するものでございます。

路線名は市道臨港第 2 号線と廃止した市道と同じ名称でございます。

起点は下田市武ガ浜 870番 55 終点は下田市武ガ浜 870番 39で、延長は約 29メートル、幅員は 3.5から 7メートルを予定するものでございます。

説明資料の 2ページをお開きください。

平成 13年 12月 21日に都市計画決定された武ガ浜地区再開発地区計画の道路計画に基づき、左側の関係市道 3 路線、臨港第 2 号、第 4 号、第 5 号線の廃止と右側の 1 路線、武ガ浜臨港線の認定の議決をいただいております。廃止された市道臨港第 2 号線は、資料の赤と黄色で着色してある路線ですが、赤で着色された敷地は国有地であり、平成 15年 12月に東海財務局が旧市道敷地を公売する目的を持って事前調査を行ったところ、旧市道内に下水道管が埋設されていること及び道路に接しない個人所有地を生じさせたことが判明いたしました。

平成 13年 12月に市道廃止と認定の処理に誤りがあると判断し、平成 16年 1月より関係者であります東海財務局、株式会社下田温泉ホテル、下水道課等と問題解決、これは市道認定、下水道管撤去等の協議を行ってまいりました。

当初、東海財務局は旧市道敷地、赤で着色された部分を公売する方針としていたため、市に買い取りを求めたことにより、問題解決の方法である市道認定が難しくなっていたものでございます。

その後も東海財務局と協議を重ねた結果、海上保安部宿舎として貸してある市有地の一部と隣接する旧市道敷地に挟まれた国有地の一部を相互に土地の形状を整形する目的で、等積等価交換することを条件に、旧市道敷地を無償譲渡する方針が示されましたので、今回、廃止した市道臨港第 2 号線の一部の再認定をお願いするものでございます。

市道認定の議決をいただいた後は、市有地と国有地の交換及び国有地である市道用地を道路法第 90条第 2 項の規定に基づき、譲与を受けるものでございます。

今回の市道認定につきましては、平成 13年 12月 21日に市道の廃止及び認定の処理に誤りがありましたことを深くおわび申し上げます。

以上、雑駁ですけれども、議第 94号 市道の認定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

10番（小林弘次君） この臨港第 2 号線あるいは臨港何号線というのは、例の下田 6 区の地内を通っていた道路との関連があったものと思うわけでございます。

あのときの議決は臨港第 2 号線等の廃止に伴って、旧下田ドック跡地を所有したニチメン

その他が、復元された波よけに沿って導流堤防坑に市道をつけるという、 こういう形で決着をつけたわけですが、今回のお話によりますと、市道の廃止というものが誤りだったというお話ですが、まず、今回認定する土地と下田市が海上保安庁の宿舎として貸してある土地との交換によってこれが市道認定するという、こういうことなのですが、下田市は国有地であるにもかかわらず、当然国有地であればあってもその土地が道路であるならば別に等価の交換をしなくても市道の認定の手続きはできるんじゃないんでしょうか。自分はここで、下田市が市有財産として貸し付けてあるいわゆる保安部ですね、旧保安部の官舎として貸し付けてある土地との交換で認定するという、この辺のところちょっと不本意なわけですが、この点をちょっと詳細に説明してくれませんか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 今回、市道認定する土地と市有地との交換ではなくて、市有地と海上保安部に貸してあります市有地とそれと今回認定する市道用地ですね、その間にまだ国有地があるんです。その土地と、今ですからその国有地と私言いましたけれども、それが保安庁に貸してあるんですけれども、実際には保安庁が使っているような格好になっておりますけれども、ブロック塀も回してありますから、ですから、今小林議員からありました今回の市有地と道路認定する土地との交換ではなくて、保安庁用地とそれから市道との間に挟まれた国有地があるんです。それと今貸し付けてある市有地とその面積で等積等価交換ということですけども。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） そこで、市道認定する必然性というのが、例えば周辺に家が建ち、そして公共用道路として公衆用道路として使っていたものが認定外道路であったものが認定というふうな格好で出てくるというのは、通常のことである と思うんです。ところが、今回の提案は一度廃止したものを今度はまたいرونなどという都合がよくわからないけれども、何らかの都合で再び認定するということになるわけなんです、この点も、認定する理由として、その国有地に下水道管が埋設されているというようなことがあるということなんです、下水道管を埋設するに当たっては当然国有地を通るということでのこの地主との了解等を取り付けたものではなからうかと思うんですよ。そういう点で認定に当たっての、何か必然性のようなものがどうしてもよくわからないんですが、市道として認定することによって何か認定しなきゃならない不都合というのは必ずあるんでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 下水道管を埋設したときに、これはまだ市道として認定されたときに下水道管は埋設されております。その処理を誤ってとありますけれども、要は平成 13年のときの3路線の廃止と、それから認定のときに誤って下水道管が入っているところまで廃止しちゃったと。ですから、今回下水道管があるということは、やはり、公売とかですね、要するに東海財務局の方につきましては、事情も、要するに処分したいというようなことがありましたものですから、それをやるのであれば、下水道管も撤去するなり何なりということがありました。

それと、やはりもう1つは、市がこれを払い下げた土地が道路に接しないというような状況も出てきております。ですから、その2つを今回解消するために市道の認定をお願いするものでございます。

議長（森 温繁君） 10番。

10番（小林弘次君） 大体の動きが、流れが見えてきたわけなんですけど、簡単に言うと、今回の市道から外れるということについては新しくできたホテル等の接道がないということも含めて市道認定せざるを得ないというようなことも当然出てくるわけでしょうか。

議長（森 温繁君） 番外。

建設課長（宮本邦夫君） 新しいホテルとはこれは関係ございません。もとの下田温泉ホテルの土地が道路に接していないということでございます。ですから……

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） そうです、三角地の土地ですけどね。

〔発言する者あり〕

建設課長（宮本邦夫君） いや、そこだけは、私ども調べましたけれども、まだそっちの新しいホテルの方の土地にはなっておりませんでした。

議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 94号議案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

議第95号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第95号 下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

学校教育課長（森 廣幸君） それでは、議第 95号 下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、授業料の額の見直しをするためでございます。

恐れ入りますけれども、説明資料の 22ページ、23ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインが改正箇所となります。

今回の改正は、第2条幼稚園の授業料は園児1人につき月額 5,000円とありますものを月額 6,000円とするものでございます。

幼稚園授業料につきましては、平成6年度に月額 4,500円を月額 5,000円に改正以来、12年間改定をしていないため、今回見直しを図ったものです。現在、国公立幼稚園の授業料につきましては、月額 6,100円となっております。この基準に合わせ「月額 6,100円」としたものでございます。

なお、改定率につきましては 1,100円の値上げとなり、22%の改定率となります。

それでは、申しわけございませんが、15ページの方へお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、平成 18年4月1日より施行したいというものでございます。

以上で、簡単ではございますけれども、下田市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 95号議案は、厚生文教常任委員会に付託いたします。

議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、10日と11日は休会とし、12日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時31分散会